

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（３）（令和２年３定）			
日 時	令和２年 ９月１１日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時２４分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高野委員長、面野副委員長、横尾・秋元・高木・須貝・ 中村(吉宏)・林下・川畑各委員		
説 明 員	市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・ 建設各部長、保健所長ほか関係理事者 (水道局長、港湾担当・教育・病院局小樽市立病院事務・ 医療業務担当各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村吉宏委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、中村誠吾委員が林下委員に、小貫委員が川畑委員に、山田委員が須貝委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員から発言の申出がございますので、これを許します。

○（保健所）保健総務課長

答弁の訂正をさせていただきます。

昨日の予算特別委員会におきまして、自民党の高木委員からの保健所の抗原検査の実施予定時期、スケジュールについてお答えくださいとの御質問に対しまして、抗原定量検査機器の入札は9月14日の予定と聞いており、と答弁させていただきましたが、正しい入札日は9月16日でしたので訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○横尾委員

◎新型コロナウイルス感染症に伴う支援事業について

まず、新型コロナウイルス感染症に伴う支援事業についてお聞かせください。

私たち公明党小樽市議会議員団として新型コロナウイルス感染症対策について要望させていただき、国や道が示した休業補償制度の対象から外れてしまう事業者との視点も含めて市独自の制度を創設することも要望しております。これまでの小樽市としての事業は、そのような視点で事業が実施されておまして、今回の補正予算でも示されているのは大変評価できるのかというふうに思っております。しかし、市民の皆さんから相談を受ける中で、まだまだ困っている状況をお聞きしておりますので、お聞きしたいと思います。

まず、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、この制度の趣旨についてお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の概要について読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給するものとなっております。

○横尾委員

次に、この制度の対象者についてはどのようになっておりますか、お聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

こちらの対象となるのは中小企業の労働者となっております。

○横尾委員

そうなのです。これは、中小企業以上の大企業には該当しないということになっております。

小樽市内にそういう中小企業に当たらない大企業はございますか。

○（産業港湾）商業労政課長

市内に、支店ですとか工場も含めまして大企業はございます。

○横尾委員

この休業支援金は、休業手当が頂けないときに個人で申請をしていくものですが、大企業は中小企業に比べて財政的余裕があると考えられまして、実際に労働者に休業手当を支払うものだというような前提からつくられていると思うのですが、実際には、休業手当を支払わない、支払えないという大企業も少なくないとの報道がされております。

この原因としましては、中小企業は雇用調整助成金が10分の10助成されるのですが、大企業は4分の3というふうになりまして、企業として4分の1負担しなければならないということが原因とも言われておりますが、実際、小樽市内の大企業と言われる企業に勤めていて、正職員には休業手当が支給されますけれども、非正規雇用の方には支給されないというようなことで、大変困っているという声がありました。こういった現状、また、こういった相談を市が受けたりしていることはありますか、お聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

ただいまの新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についての御相談ということですが、これが新しい制度としてできたときには、これからできるという段階でそういう報道があったときには、問合せを受けたということではございましたが、制度の内容が具体的になってからは相談等は受けてございません。

○横尾委員

こういった制度を考えていただくときにも、やはり国や道が示したような制度から対象外となってしまう市民も実際いらっしゃるということで、こういった方たちに対する支援等は何か考えられないでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

休業手当につきましては、労働基準法第26条で定められた義務とされておりますので、企業が休業を命じた際には休業手当を支払うということになっております。そういった場合に、基本的には企業が雇用調整助成金を活用するということになりますが、雇用調整助成金の場合は先に事業主が休業手当を支払うということになりますので、立替え払いが難しいことが考えられる中小企業を対象として、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金というのができてございます。

休業補償について市で支援をということについて、市で支援することは難しいと考えておりますが、具体的に休業補償に関しての相談があった場合には、労働条件の相談ということになりますので、労働基準監督署や厚生労働省で労働条件相談ホットラインというものを設けておりますので、そちらを御案内させていただくことを考えてございます。

○横尾委員

そういった制度のはざまにいらっしゃる方がいる、大変苦しんでいる方もいるということをまずお知らせしたいと思っておりますので、お願いします。

もう一つ、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』というのがありますけれども、これについても制度の趣旨をお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室木島主幹

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の趣旨、概要でございますけれども、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入、アルバイト収入の大幅な減少により学生生活にも経済的な影響が顕著となっている現状の中で、大学等での就学の継続が困難になっている学生等が就学を諦めることがないよう現金を支給する事業となっております。

○横尾委員

実際に制度の対象となる学校はどのようなものか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

まず、学校につきましては、大学、短期大学、高等専門学校、これは第4、第5学年に限るところです。それと専門学校等になってございまして、そのうち対象となる学生は、家庭からの多額の仕送りを受けていないですとか、原則として自宅外で生活している方等、幾つかの条件がついてございます。

○横尾委員

それでは少しお聞きするのですが、小樽市内に小樽商科大学、また北海道職業能力開発大学校、小樽市立高等看護学院、小樽看護専門学校、小樽市医師会看護高等専修学校、小樽歯科衛生士専門学校などがありますけれども、今挙げた中でもいいのですので、今回この制度の対象とならない学校はありますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回対象とならない学校は2校ございまして、北海道職業能力開発大学校と小樽市医師会看護高等専修学校、この2校と聞いております。

○横尾委員

私も相談を受ける中で、市内でも対象とならない学校に通っている方は、実際自分の学校がどこに当たるかわからないのですが、アルバイトをしながら学費を賄っているという方がいて、今回、アルバイト先が休業ということで、学費が捻出できなくなって退学された方もいるというようなお話も聞いてきました。

そのような中で、こういった現状も、市内にはそういう対象とならない学校もあったりだとか、そういった人もいないのではないか、またそういった方たちの支援策という部分では、今回、新型コロナウイルス感染症対策を検討する中で検討されてきたかどうかお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、大学生等の支援というところについても検討してみたことはございましたが、金額的にも大きなことになるということで見送った経緯はございます。

○横尾委員

市で事業を検討する際に、新たな事業というのがありますが、やはりこういった制度、国や道の制度では拾えない市民の方、また市内の施設で該当しない方もいらっしゃるということもよく検討の上やっていただきたいと思いますけれども、今回、学生の部分で検討していただいた上でなかなかできなかったということもあると思いますので、しっかりとそういった部分も発信していったりだとか、きちんと説明する部分では私も伝えていきたいと思いますが、こういった声、またそういったものを拾っていくということが大切かと思うので、今後も継続してお願いしたいと思います。

◎小樽市役所における感染拡大防止の取組について

次に、小樽市役所における感染拡大防止の取組についてお伺いしたいと思います。

小樽市役所では、「新北海道スタイル」安心宣言として、庁舎内にポスターを掲示しているほか、ホームページ上でも「7つの習慣化」の取組について宣言しておりますけれども、小樽市役所での取組と北海道が示している取組との違いについてお聞かせください。

○（総務）総務課長

小樽市役所が示している「新北海道スタイル」安心宣言なのですが、道から安心宣言のひな形が示されておりまして、そのひな形との違いという趣旨なのかと思うのですが、基本的には道が示しているひな形を踏襲しておりまして、大きく変えてはいないところでございます。

本市で独自に付け加えている部分がありまして、御指摘のとおり7項目あるのですが、その6番目に、来

庁者の皆様にもマスク着用や手洗いをお願いしますという部分があるのですが、ここに、北海道コロナ通知システムの御利用を併せてお願いしますという部分を、本市で付け加えております。

○横尾委員

新型コロナ通知システムは、「新北海道スタイル」安心宣言にプラス1というふうに付け足されている部分が、本市では最初から付け足していたということによろしいのかと思うのです。その後の質問に行く前に確認ですが、市長部局でいいのですけれども、病院局、消防本部などの直接患者に触れたり、接触されたりする方以外で、新型コロナウイルス感染症に感染した職員は今のところいるのでしょうか。

○（総務）職員課長

病院局、消防本部以外での新型コロナウイルス感染症にかかっている職員はおりません。

○横尾委員

前に岩手県でありましたけれども、感染者がいらないということで、絶対に感染者を出してはいけないというような感染者ゼロのプレッシャーというのは実際ないのでしょうか。

○（総務）職員課長

感染者ゼロのプレッシャーはないかという御質問でしたが、主観的な意見でお話しさせていただきますと、これは一定程度あるのかというふうに考えております。これはマイナスの考え方ではなくて、職員がふだんから感染リスクに最大限注意しながら、考えながら行動するために必要なものであるものではないかというふうに考えております。

また、体調不良の際に休みにくいとか、言い出しにくい雰囲気があるといったものではなくて、本会議において市長も答弁されておりますけれども、体調のすぐれない職員については、無理せず自宅療養するように申し伝えており、各所属長から所属職員に話がなされているものでございます。

○横尾委員

間違ってもそういった捉え方がされないような周知の仕方をしていただきたいと思います。

具体的なお話をさせていただきますが、市役所や職員の取組、先ほど「新北海道スタイル」安心宣言の中に書いていると言いましたけれども、その具体的な内容についてお聞きします。

健康管理の徹底についてということですが、職員は毎日、体温を各自で確認したりしているのでしょうか。

○（総務）職員課長

職員各自が体温を測定しているかどうかについては確認を行っておりません。

○横尾委員

その後、それはしていないとしても、職員の日々の体調については確認していますか。

○（総務）職員課長

基本的には、出勤されてきた職員については体調がよいというふうに判断しておりますが、体調不良の際には、出勤前後を問わず、職員から所属長に申告がなされるというふうに考えております。

○横尾委員

では、庁舎内の換気について、具体的にはどのような換気を行うことになっていきますか。

○（総務）総務課長

庁舎内の換気につきましては、換気扇のあるところは換気扇を回す、それから窓を開けるあるいはドアを開ける自然換気。特別な機械を設けているわけではないのですが、自然換気をしています。今の時期は暑いので常時開けっ放しなのですが、寒い季節になっても、例えば会議が一定程度長い会議に及ぶときは、30分に1回だとか、1時間に1回窓を開けたり、ドアを解放したりして、換気をするように心がけているところでございます。

○横尾委員

庁舎、設備の定期的な消毒について、定期的とはどのような頻度で行っていますか。

○（総務）総務課長

定期的な消毒なのですが、各職場における消毒は、随時各職場において実施していただくようお願いしているところなのですが、例えばお客さんが多く訪れる窓口においては、各職場において一日最低1回以上は消毒作業を行っていただく。あと、いろいろな人が利用する、共用する階段の手すりですとか、そういう部分は、総務係で一日1回、朝消毒作業を行っております。

○横尾委員

今、何で聞いたかという、8月7日に厚生労働省から、労使団体だとか業種別の事業主団体など、そういった経済団体に対して、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストなどを活用してしっかり感染予防の強化を図ることということで通知がされているのですね。小樽市役所は多分ここには該当しないと思うのですが、こちらの中身を見ると、安全衛生委員会を設けているところは安全衛生委員会を通してこういったチェックリストの結果を報告するだとか、こういった対策を検討するよにということで書いていますけれども、安全衛生委員会で今の対策について検討はされていきましたか。

○（総務）職員課長

今お話のありました厚生労働省から事業所向けに発出されている職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストにつきましては、現在実施されておりません。しかしながら、今後、産業医の意見をお聞きしながら、安全衛生委員会の中でもお話しさせていただいて、感染拡大防止の一助になるようにしたいというふうに考えております。

○横尾委員

しっかりと対策を呼びかけるにしても、産業医の意見、また、労使でしっかり協議し、納得した上で進めることが書かれておりますので、しっかりと対策をしていただきたいというふうに思います。これはお願いとしてよろしくお願いいたします。

そこで、この通知の中にも書いているのですが、厚生労働省でつくったアプリ、COCOAと言われるものですが、こちらの活用についても期待されておりますが、職員に対しての周知、または登録状況とか、もし分かればお聞かせください。

○（総務）総務課長

COCOAの活用につきましては、今年6月に保健所から庁内にメールでCOCOAの活用を促しているところではあるのですが、スマートフォンは個人の持ち物という部分もありまして、アプリをダウンロードしているかどうかとか、活用しているかどうかということについての集約は特に行っておりません。

○横尾委員

感染予防対策に必要な、一助となるものですので、これは市の職員にもぜひ活用していただきたいと思います。確認はできないとしても、こういったものを自覚してしっかりやっただけことを望みますので、よろしくお願いいたします。

もう一個、今回こういった状況ですが、メンタルヘルスの健康診断チェックとか、健康診断を行う予定はどのようになっていますか。

○（総務）職員課長

メンタルヘルスの健康診断ということでございましたが、年に1度ストレスチェックというものを全庁的に行っております。今年度も1度、それを実施していく予定でございます。

○横尾委員

職員も大変な中仕事をしておりますので、そういった観点からも、分析だとか、昨年とどう違うのか、ストレスがかかっている職場がないのかというのもぜひ活用していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○横尾委員

◎おたるアクティブシニア応援アプリ開発事業費補助金について

次は、おたるアクティブシニア応援アプリ開発事業費補助金についてお聞きしたいと思います。

まず、このアクティブシニア応援アプリの開発の目的についてお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

目的になりますけれども、コロナ禍の中で外出が控えぎみになる高齢者に対して、健康維持、介護予防情報等を迅速に分かりやすく広く周知する独自のアプリを開発して、新しい生活様式に対応した生活を支援することが目的となります。

○横尾委員

このアプリの具体的に想定している利用者はどのような人ですか。

○（福祉）地域福祉課長

高齢者中心の想定ですけれども、年代を問わず使えるようにしたいとも考えております。

○横尾委員

具体的なアプリの内容、機能、そういったものをお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

内容につきましては、まず、市内飲食店や企業等のイベント情報、福祉介護予防コンテンツ、ボランティア活動情報、市内で行われている通いの場情報、障害をお持ちの方を対象にしたバリアフリー関連情報、防災情報、小樽市の相談窓口情報、これらの情報提供を考えております。

○横尾委員

そこでお聞きしたいのですが、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターで開発したオンライン通いの場アプリケーションというのがあると、先日の説明のときにもお話ししましたが、こちらの内容というか、目的というか、ポイントみたいなものがあればお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

内容につきましては、全国の介護予防の体操動画の紹介、ゲーム、健康チェック、散歩コースの検索など、こういったものがコンテンツとして掲載されています。比較的全国統一的なものが多いという内容になっております。

○横尾委員

私も調べた限り、似たようなものが多いというふうに思っております。このアクティブシニア応援アプリを見たときに、やはりコロナ禍というのがありますので、家に閉じ籠もりがちな人の外出支援をするようなものがあればいいなというふうに思っていたら、こちらのオンライン通いの場アプリケーションには外出支援があったりだとか、こちらのほうが何となく使い勝手が、私の思っていたものと似ているのかと思っておりました。

それで、アクティブシニアですから、行動的な高齢者の方も想定していると思うのですが、前にも少し違う話をしたのですが、元気な高齢者に例えば就労支援みたいなのを考えたりだとかいうような、東京大学先端科学技術研究センターの方がアプリを作ったりしたのですが、そういった機能みたいなのは持たない感じでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

現時点では就労関係というのは考えておりませんでした。

○横尾委員

似たようなものを多額のお金をかけて作るのはもったいないなというふうにすごく思うんですね。先ほどありましたが、高齢者が使いやすい仕様にするという部分ではいいのですけれども、今後、使うに当たっては、市民も必要な情報があるのかと思っております。根本として、高齢者の方が、こういったアプリだとかスマートフォン、またはタブレット、そういったものを使っていく時代になっていくというのはすごく感じており、その必要性について感じているのですが、この内容については、もっと使い勝手というよりも、こういったほかの活用できるものと違うものを作ってほしいなという思いがあります。

それで確認したいのですけれども、こういった様々な機能に対しての情報なのですが、これはどこが集約しているものなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会が中心で集める予定になっています。

○横尾委員

中心という話だったのですけれども、社会福祉協議会以外もあるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

社会福祉協議会は、主に福祉関係になりますけれども、関係団体、各法人とつながりが非常に強いところなので、そういった独自性を生かした様々な情報収集や交渉等も進めやすい環境にあると思いますので、社会福祉協議会中心にやっていただいて、また、本市としても、関係部局と連携して横断的に協力できるよう進めていく考えではおります。

○横尾委員

この情報収集がとても大事になりますし、ただの一覧を見るだけであればホームページで十分だと思うのです。この使い勝手をどうよくするのか、この情報を古くしないためには常時更新していかなければならないという部分で、イベントの情報、これは社会福祉協議会で集まってくるのかな、福祉関係に偏るのではないのかとか、そういったサービスの情報、ボランティアの情報も、市で持っているものがあったり、いろいろなところで持っているものがあるのです。これをただ一覧にするのではなくて、今やっているもの、今、加入できるもの、そういったものを出すというのは結構大変だと思うのですけれども、こういった仕組みづくりもされるということでよろしいのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

そうですね。コンテンツの更新ももちろんそうなのですけれども、先ほどの国立長寿医療研究センターのアプリとの違いですが、今考えているのは、小樽市に特化した情報をトップページからワンプッシュで取得できる仕組みというのを考えておまして、できるだけコンテンツ自体を本市の情報に限定して配信するというのが1点。あと、利用者の希望する項目の最新情報等をプッシュ通知機能を使って知らせる方法というのも考えておりますので、そういった考えで進めたいと思います。

○横尾委員

防災情報等は、Yahoo!防災だとか、そういったものでホームページも載っていますし、重ねてより伝えるという方法もありますけれども、無駄がないように、より使いやすいもの、並べて選んでもらえるもの、そういったものをしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますので、それをお願いして私の質問を終わります。

○秋元委員

それでは、予算に関連して質問させていただきます。

◎福祉・介護事業所等業務継続計画策定支援事業費について

福祉・介護事業所等業務継続計画策定支援事業費について伺いたいと思います。

初めに、この事業の事業内容と予算の内訳についてお聞かせください。

○（医療保険）次長

福祉・介護事業所等業務継続計画策定支援事業費の事業内容ですけれども、まず1点目が、小樽市版介護事業所等BCPモデルの作成ということになっています。中身は、小樽市版の介護保険事業所等のBCPモデルを作成する、つまり、介護保険事業所が自らの施設のBCPを策定するため、地震、風水害、雪害、感染症に対応できるためのひな形のモデルをまずつくります。

もう1点が、BCP策定の手引の作成ということで、さきにお話ししましたひな形を活用しまして、実際に事業所のBCPを円滑に策定できるように、手順等を示した手引を作成することとなります。

もう1点が、BCP策定に係る研修会、相談会の開催です。ただモデルを渡しただけではなかなか策定にはつながりませんので、事業所を対象とした策定の研修会、それから日にちを限定した形になりますが、策定の相談会を開催していただくということになっております。

予算額は総額で565万円となっております、事業費の内訳ですが、委託料として544万5,000円。こちらの中身については、介護BCPモデルの手引の作成で180万円、研修会の開催で112万5,000円、相談窓口の設置で150万円、報告書を作成するのに7万5,000円、その他事務経費で45万円と消費税となっております。そのほかに、事業所に対して資料を発送したり印刷物を作成する関係で、事務費として20万5,000円を計上しております、総額で565万円となっております。

○秋元委員

今回、BCP策定の支援をされるということで、支援を受けられる施設ですとか、事業所数の考え方についてお聞かせいただければと思います。

○（医療保険）次長

二つの部にまたがる話になりますので、医療保険部でまとめてお話しさせていただきます。

まず、介護保険施設が約300事業所、障害福祉施設が約100事業所、それから、児童福祉施設が約40事業所、合わせまして約440事業所が対象となっております。

○秋元委員

私も、このBCPの策定につきましては、小樽市内の事業所でも必要だということを以前から議会の中でも質問させていただいていましたけれども、今回の事業は社会福祉施設または介護施設に限定されておりますが、限定された理由というのはどのような理由ですか。

○（医療保険）次長

限定した理由であります、新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律がございまして、そちらの中に、今回の対象となる社会福祉・介護事業所として、感染症等によりダメージを受けた場合には、サービスの停止等が利用者の生命維持に重大、緊急の影響があるとして位置づけられています。ワクチンの予防接種を実施する際に、特定接種と申しまして、住民に対するワクチン接種に先立って優先的に接種が行われるという規定が新型インフルエンザ特措法の中にありますことから、今回このように限定した次第です。

この特定接種のためには、感染症BCPの策定が必須条件となっております。今後、新型コロナウイルス感染症を踏まえたワクチン接種のスキームにつきましては、国において検討がなされているようでございまして、新型インフルエンザ特措法のまま踏襲されるとは限らないのですけれども、現状では新型インフルエンザ特措法に沿った形で備えることが重要であると考えております。

○秋元委員

ワクチンを接種する上でBCPの策定というのは必須だということだと思います。

それで、以前から私は感じていたのですが、市内の企業のニーズがどのような状況なのかとずっと思っていたところでありますけれども、BCP策定の市内ニーズといたしますか、これについては小樽市でどのように押さえられていらっしゃるのでしょうか。

○（医療保険）次長

すみません、市内の全業態をとということになりますと、なかなか把握できていないところではありますけれども、私どもの関連からいいますと厚生労働省所管になりますので、平成22年に厚生労働省が新型インフルエンザに関するBCPの策定を行いまして、それ以来、国からは、厚生労働省所管のところには繰り返し必要性について通知等の周知がなされています。ただ、その間、策定率はさほど向上しなかったという背景がありました。

しかし、一昨年の北海道胆振東部地震以降、厚生労働省から新たに策定の推奨がございまして、直近では令和2年6月15日に、社会福祉施設等における事業継続計画の策定についての依頼ということで、具体的な内容に触れた事務連絡が送られています。

今回、私どもの事業で対象としている施設につきましては、指定権限のあるそれぞれの所管、北海道であったり、小樽市であったりするのですが、そちらから各事業所について周知がなされているため、その必要性について認識していただいていると考えております。

○秋元委員

それで、市内における事業所などについて、BCP策定の必要性と今後の周知、啓蒙についても伺いたいと思ったのですが、対象となる施設につきましては、積極的にこちらから書類なり文書なりが発送されるというふうに思いますが、そういう上では漏れなく周知されるということでしょうか。

○（医療保険）次長

このたび対象となる事業所につきましては、全ての事業所に対して、今回の事業の詳細についての案内を送らせていただくことになっておりますので、これまで送った通知とともに今回お送りした御案内によって皆様の意識も高まりまして、より多くの事業所が策定に着手してくれるのではないかと考えております。

○秋元委員

ぜひ、BCPの策定が進むように努力していただければと思います。

◎ウィズコロナ移住促進事業について

続きまして、ウィズコロナ移住促進事業費について1,000万円計上されていますけれども、まず、この事業の目的について説明していただけますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

この事業費の目的につきましては、コロナ禍の現状の中、都市圏からの移住希望者の方が多くいらっしゃるということで報道がなされているところでございます。こういった方々に小樽を知っていただけて体感していただくというのが一つ。

それと、つながれるチャンネルを増やすことで、今までよりも、より相談しやすい体制を整えるということを行うことによって、今後の移住につながっていくことを目的としているものでございます。

○秋元委員

首都圏からの移住希望者というか、そういう移住を考えている方がいらっしゃるという報道があるのは私も承知しているところなのですが、具体的に小樽市でその報道を受け、事業を今回組み立てていく上で、どのような議論をされましたか。

○（総務）企画政策室木島主幹

当初は首都圏に限定して、移住体験ツアーということで、小樽市を体感、体験していただくということで考えていたところなのですが、その後、首都圏で新型コロナウイルス感染症が拡大してきておりまして、首都圏に限

定するのはどうなのだろうということが一つ。

それと、今回の事業の中で、テレワークモニターということでやらせていただいておりますけれども、ただ単に移住体験をするだけではなくて、テレワークということで、仕事を持った方に着目をして何かやったらどうだということがございまして、現状の形に落ち着いたところでございます。

○秋元委員

それで、今回の予算額1,000万円の内訳について説明していただけますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

予算の内訳でございますけれども、まず、移住体験ツアーが340万円。テレワークモニターが510万円。それとオンラインの移住相談というのを今後行うのですけれども、それを含めた広告宣伝の関係で100万円。それと移住相談のノベルティですとか、そういったものの製作で50万円。合計1,000万円となっております。

○秋元委員

そこで、今回の議案説明の際に、事業の中身について3点伺いましたけれども、まず1点目、就業体験と移住体験ツアーの具体的な踏み込んだ事業内容と、参加者の目標などをもし考えていましたら伺えますでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

まず、移住体験ツアーでございますが、こちらの内容につきましては、移住して起業を希望される方、それと単に移住を希望される方ということで2種類ございますが、共通事項としましては、市内の視察ですとか、既に移住された方との懇談というものを考えてございます。

あと、起業を希望される方につきましては、御本人が求めている業種ですとか、そういったところに関する物件の視察ですとか、当然、仕事を起こすということでいろいろな制度の話もございまして、そういったセミナーの関係。

それと、起業ではないほうにつきましては、就業体験というところで考えているところでございますけれども、今回の事業に当たりましては公募型プロポーザル方式で委託して行おうと考えてございまして、受託希望者から、こういったものをこういうふうにやったほうがいいよとか、そういった効果的な提案を出していただいて、内容を決めていきたいと考えているところでございます。

参加人数でございますけれども、今回ツアーは2種類ございますが、それぞれ定員は10名ずつ、合わせて20名ということで考えてございます。

○秋元委員

詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

次のテレワークモニターの事業内容と、また、参加者の目標についても説明してください。

○（総務）企画政策室木島主幹

テレワークモニターの事業内容といたしましては、テレワークモニターとして参加していただける方の宿泊費を補助するものでございまして、実際に小樽市内でテレワークを行っていただいて、設備ですとか、制度ですとか、そういったところの御意見を伺って、今後の小樽市でのテレワークの可能性を検討するために行うものでございます。

参加人数でございますけれども、予算上600泊ということで考えてございます。期間が6泊～31泊ということでございまして、最低の6泊ということで計算しますと、人数的には最大100名ということになるかと思います。

○秋元委員

たしか1泊5,000円だったと思うのですが、最大600泊ですか。人数としては最大100名受け入れられるということなのですが、今回、過去に移住体験でお世話になった施設なども利用するというお話を伺いましたけれども、実際、100名というお話がありましたが、それだけ受けられるキャパシティーというのは現実的にあるので

すか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回、御協力いただくのがちょっと暮らし施設というところでございまして、登録いただいているのが5か所で、マンション型が2か所、ホテル・ペンションが合わせて3か所ございます。ホテルですとそれなりの部屋数がございますので、その分は十分賄えるのではないのかとは考えております。

○秋元委員

それでは、次にオンライン移住相談の事業内容と、これもまた参加人数、参加者の目標について説明してください。

○（総務）企画政策室木島主幹

オンライン移住相談ですけれども、Zoomですとか、そういったものを使いまして、直接お会いできなくても顔が見える体制で相談を受け付けるということで考えている事業でございまして、どうしても顔が見えたほうが、お互い疑問点ですとか、そういうのも確認しやすいというところがありますので、やらせていただこうかと考えているところでございます。

人数でございますけれども、オンライン移住相談ということで、窓口といいますか、受付をいたしまして、それで申込みをいただいて御相談を受け付けるという形になりますことから、なかなか人数設定、定員が設定しにくいところでございまして、現状では何人というところでは想定していないところです。

○秋元委員

プロポーザルというお話がありましたけれども、それぞれの実施時期についてどのように考えていますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

それぞれの実施時期でございますけれども、移住体験ツアーは来年2月を想定しております。テレワークモニターは準備ができ次第ということで考えておりまして、11月以降になるのかと現状、考えております。

あと、オンライン移住相談でございますけれども、今定例会で予算計上しております業務オンライン化に係るシステム整備事業というものがございまして、こちらでウェブ会議環境の整備を行うことになってございます。ですので、こちらの整備ができ次第取り組んでいきたいと考えております。

○秋元委員

少し中身について伺いますけれども、まず就業体験の選定方法と選定理由、また事業者のめどなどというのは今の段階でありますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

現状まだめどはありませんが、プロポーザルですので、どういったものがいいという部分で御紹介いただきながら、受託者が決まった際には一緒に検討していきたいと考えております。

○秋元委員

例えば公募になるのかどうなのか分からないですけれども、事業者を募ったときに、いろいろな職種が出てきていただければありがたいのですが、その際に、市としてどういう職種を体験してほしいとか、そういうものは持ち合わせていないのですか。それはどういう基準で誰が選んでいくのかは何かありますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

現状、特定の業種というところでは決めているものはございません。理想を言いますと、いろいろな職種の業者に賛同していただいて、その中からツアー参加者に選んでいただくというのがいいのだろうなというふうに理想としては思っておりますけれども、現状、この業種でやるですとか絶対こうだというお話はできないところです。申し訳ございません。

○秋元委員

プロポーザルを行ってから話になるので、なかなか詳しい中身の話はできないというのは十分分かりますけれども、もう少し何か市としての考えが具体的にあって、プロポーザルで受託した事業者としっかり打合せなどが進んでいけばいいのかというふうには思うのですが、今まで就業体験というのは行ったことはありますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

現状ございません。

○秋元委員

例えば他市の状況ですとか、就業体験を行うことによって、市としてどういう成果、結果を求めているのかという、少しぼわっとした感じかもしれませんが、ありますでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

他市の移住体験ツアーでこういった就業体験を行っているという事例は承知しているのですが、その行っているまちの目的ですとか、その後というところについては承知していないところです。

○秋元委員

ちなみに、これまで例えば移住促進事業を行ってきたと思いますけれども、具体的にいつから行ってきたのか。これまで何世帯、何人の方が移住につながったのかというのはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

これまで移住促進事業ということでいろいろ行ってきたてはございますが、現状、移住相談窓口を平成17年度から設置して、移住に関する各種相談対応を行わせていただいております。今般行います移住体験ツアーにつきましては、27年度から行わせていただいているものでございます。

これまで移住された方の人数などですが、どうしても、移住なのか引っ越しなのか転入なのかというのはいろいろございまして、今まで市でお答えしているのが移住相談窓口で御相談をいただいた方で小樽市に引っ越して来ていただいた方を移住者ということでカウントして報告しているのですが、3月末の数字で申し訳ございませんが、95世帯198人の方に小樽市に移住していただいております。

○秋元委員

もし分かればいいのですが、北海道に移住者支援金というのがありますよね。小樽市も対象になっていて、首都圏の地域から小樽市に移住すると、世帯だと100万円、単身だと60万円もらえるという支援金があったと思いますけれども、今お話しいただいた95世帯198人の中で、こういう支援金を受けて移住された方はいらっしゃいますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

その制度について、まだ小樽市では実績はございません。ですので、支援金を支払った例がありませんので、ゼロ人ということでございます。

○秋元委員

それは、その制度の対象にならなかったのかで受けていないということなのか、例えば市として、そういう支援制度がありますよという紹介をされていなくて支援に至ってないのか、どちらでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

御案内はホームページ等でもしておりますし、移住希望者の方に御案内もしているのですが、東京圏から移住して就業するという二つの条件がございます。それぞれ東京23区に5年間在住、もしくは通勤していなければならないですとか、それと小樽市内に限らないのですが、北海道のマッチングサイトというところに登録されている企業に就職するというので、この二つの条件をクリアしないと、東京圏からの移住で60万円または100万円の支給対象とならないというところがございます。今回、移住いただいている方というのはその条件に合っ

ていないので、支給対象になっていないということでございます。

○秋元委員

今後こういう事業を進めていく上で、市にとっては有利になるものだと思いますので、ぜひ機会を見て周知もお願いしたいと思います。

最後に、この事業を行って何を達成できれば、事業効果があったと判断できるのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

最終的には、移住促進と名をつけている事業でございますので、体験ツアーないしはテレワークのモニターに参加いただいた方に小樽市へ移住していただくというのが最終目標になると思いますけれども、今回のこの事業を行う中で、何をどこまでというのが数字的には非常にお示ししにくいところでございますが、体験ツアーにつきましては、実際に小樽市に来ていただいて、いろいろなことをしていただくわけですから、小樽市をさらに好きになっていただいて、移住の検討をより前向きに進んでしていただけること。それと、テレワークはモニターでございますので、小樽市のテレワーク環境等の課題をお聞きして、本市の次の取組に生かしていく。オンラインの相談については、チャンネルが増えて気軽に相談できるということが周知がされて相談件数が増える、そういったところが今回の事業の目的といいますか、そういうところになるのかと考えているところです。

○秋元委員

やはりどうしても成果、効果が求められていると思うのです。そういう上では、なかなか実際は、予算を執行して事業を行って、確かに移住体験ツアーの参加者が増えた、またテレワークモニターの方も一定程度参加されるのかもしれないのですが、ただそこで終わるのではなくて、その先に、小樽市としてどういう戦略なり考えがあってこの事業を行っていくのかというのがなければ、一過性の、事業費を執行して、ある程度の方に体験していただいて終わってしまうという形になってしまいます。

また違う機会に質問しますが、この移住促進なりテレワークというのは、小樽市としていろいろと新たな考え方を持っていかないと、今、日本全国どここの自治体でも行っている事業ですから、なかなかうまくいかないというふうに思えば、今までの経験も踏まえて、ぜひ次のテレワーク、また移住促進につなげていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がでございますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎ウィズコロナ移住促進事業費について

引き続きウィズコロナ移住促進事業の質問をさせていただきたいと思います。なるべく秋元委員と重ならない部分でお聞きしようと思いますが、重複する部分もありましたら御了承ください。

それでは、私からは移住体験ツアーについて、予算説明書で340万円と示されているのですが、先ほど公募型プロポーザル方式ということでお聞きしましたが、このプロポーザルに参加するに当たってどのような条件が必要か。

また、市側からこういったものを希望しているというような、そういうものがあればお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

移住体験ツアーの事業費 340 万円の内訳でございますけれども、積算といたしましては、ツアーの企画運営で 100 万円、宿泊やツアー中の移動等の経費といたしまして 120 万円、広告宣伝として 120 万円ということで積算をしたものでございます。

それとプロポーザルに当たっての条件づけでございますけれども、まずは移住体験ツアーなど移住に関係するような取組を過去に行ったことがある団体ということでお願いしたいと思っております。あとは広域的に募集をするということで、旅行業の資格の関係がございますので、そちらの登録を受けている、またはその登録を受けている旅行者と連携できる方というところで条件をつけて募集したいと考えております。

○面野委員

こちらに関しては、起業希望者と制限のない方の二つに分けられておりますけれども、基本的には、プロポーザルというのは1件にお任せするというようなイメージでよろしいですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

体験ツアーの2回分、それともう一つはテレワークモニターの事業もございますので、こちらを併せて一つでプロポーザルでやろうと考えております。

○面野委員

私は、こういうツアーをつくっている会社というのは分からないのですが、なかなか幅広い経験だとか人材が必要なのかというふうに思います。テレワークモニターには、宿泊費限度が1泊 5,000 円というふうに示されているのですが、ちなみにこちらの移住体験ツアーに関しては、宿泊費というものは市からの補助というものはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

先ほどの事業費の内訳で、宿泊やツアーの移動経費として 120 万円を見てございますので、その中に参加者の宿泊費を積算では入れているところです。

○面野委員

2泊3日となると、小樽はかなり広いですから、自由時間などもきつとあると思うので、使用できる交通手段によって行動範囲ですとか、そもそもこのツアーに参加される方の小樽に関する知識によって、小樽での2泊3日の過ごし方というのは変わってくると思います。拠点がどこになるのか、どういう交通手段をツアーに参加された方が持っているのか、または観光地を見たいのか、利便性を求めて町なかに住みたいのか、いろいろな志向をお持ちの方がいらっしゃると思うのです。そういうふうに考えたときに、拠点となる宿泊施設がどこになるのかというのは割と重要な選択肢、課題になるのかと思いますが、宿泊先は参加者の自由選択なのか、それとも小樽市が決めたところに泊まっていただきますというような考えなのか、もし決まっている点があればお示してください。

○（総務）企画政策室木島主幹

今までも体験ツアーを行ってはきていますのですが、その中では団体行動で市内の視察ですとか、そういうふうに動いているということで、宿泊場所を決めてそこにお泊まりいただいてきたというのが今までもございます。ツアーの参加者の方にホテルを選択していただくという発想自体、持っていなかったものですので、そういうやり方ができるのかどうか、今度、実際にツアーの内容、どういうふうに回るか、自由時間をつくるか、いろいろなことがあると思うのですが、そういったところも含めて、こちらは先ほどからプロポーザルということでお話しさせていただいておりますが、そういったところで提案していただいたり、御相談をしながら、受託者、プロポーザルの参加者と相談をしながら、何ができるのかできないのかの検討はできるのかとは考えております。

○面野委員

こちらのツアーで、参加者が自費でかかるものとして想定されるものはどのようなものになりますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

基本的には、小樽まで自費で来ていただいて、小樽から自費で帰っていただくというところで、小樽に来てからは、宿泊費ないしは視察に係る移動の経費、それと全ての食事までは難しいかもしれませんが、ホテルに泊まるのであれば朝食などがついているものもございますので、そういったところでもサポートできるのかとは思っておりますが、全てかかりませんとまでは少し言いにくいかもしれません。

○面野委員

それでは次に、テレワークモニターということで、個別の予算で510万円とお示しされておりますけれども、こちらについても事業費の使途を具体的にお示ししたいのですが。

○（総務）企画政策室木島主幹

テレワークモニターの事業費の内訳ということだと思いますけれども、宿泊費の補助が最大1日5,000円となっておりまして、先ほども秋元委員にお答えしましたとおり600泊分考えてございますので、こちらで300万円。それと、テレワークは1週間～1か月行っていただくということで、せっかく小樽にお越しいただいておりますので、小樽を楽しんでいただくための何らかの特典などをつけたいということで考えておりまして、そちらは、お一人1回5,000円ということで100人分、50万円を見てございます。それと運営など、当然募集をしなければならず、広告の関係がございまして、そちらは160万円。ということで、合計510万円ということで積算したところです。

○面野委員

先ほどの移住体験ツアー、そして今お伺いしましたテレワークモニター、それぞれ広告費は120万円、160万円ということで説明していただいたのですが、こういったものは、どういうふうに参加者を集めるのか、そのための情報の拡散、制度の拡散がきつと肝になってくるのかというふうに思います。テレワークモニターに関しては、導入している企業がなければテレワークはなかなか難しいと思うので、そういった企業へのアプローチということももちろん必要になると思いますし、またはフリーランスの方で、ノマドワークみたいなどこでも仕事ができるというような形態もありますので、そういった方へのアプローチも大切になると思うのです。例えば東京事務所などの関東圏、首都圏の企業などのパイプを活用して協力できる周知もあると考えているのですが、今回、広告費も計上されている中で、本事業の周知はどのように展開されていくのか、最後にお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室木島主幹

これらの事業の周知方法につきましては、当然、小樽市のホームページ、ツイッター、フェイスブックを活用するのは当然ですが、あと東京にも移住相談施設が何個かございますので、そういったところにリーフレットを置かせていただこうと考えておりました。

今、委員から東京事務所とのつながりを使ったらどうだという御提案ですので、当然東京事務所にもそういったことの協力依頼をしまして、そういった企業とのつながりというのも見えていければというふうに考えております。

それとSNSですと、結構興味を持った方に効果的に広告を打てるメディアだと思っておりますので、そういったところの活用も考えながらやっていければというふうに考えております。

○面野委員

ぜひよろしくお願いいたします。

◎除雪に関して

それでは、次に、除雪に関して伺ってきたいと思います。代表質問の中で、小樽市雪対策基本計画について御質問させていただきました。その中で、12月に本計画を策定後、広報おたる、それからホームページにて周知を行っていくということだったのですが、これからになると思うのですが、各地域で除雪懇談会を開催する予定

であると思います。例年であればその中で、シーズンの取組、各地域における要望、それから近年、貸出ダンプ制度などが少しずつ変更されているので、その辺の御案内などをされてきたと思うのですが、この計画策定は12月ということなので、多分、除雪懇談会が開催されるときにはコンプリートされてないものだと思うのですが、何か事前の周知だったり、こういうものがあるのですよというような御案内はされる予定なのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

この基本計画につきましては、12月策定ということで今進めているところであります。事前には、懇話会や分科会を通じて皆さんにこの計画を説明しているところでありまして、また、委員会、懇話会、分科会で提示している資料についてはホームページで掲載をさせていただいております。

また、12月策定後でございますけれども、代表質問でもありました広報おたる、市のホームページへの掲載のほかに、市役所の別館と本館の間の渡り廊下のスペースを利用して、この計画を紹介するパネル展を開催したいということ考えてございます。

○面野委員

それから、除雪懇談会とは別に、全戸配布で除雪だよりですとか、懇談会以外でも小樽の除雪はいろいろなところで御紹介、御案内されていると思うのですが、計画策定後は、この計画に特化された周知、御案内は何か考えられているのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

計画に特化したということでございますけれども、先ほどの広報おたるやホームページ、それから、先ほど説明したパネル展。あと、地域住民の方とお会いするいろいろな機会があると思いますので、その中でこの計画も併せて、個別にはなろうかと思うのですが、説明をさせていただきたいということで考えてございます。

○面野委員

それでは次に、こちらの答弁の中で、周知とともにさらに新たな取組ということで、早期着手が可能なものとしてICTの導入に向けた調査・研究、それから除雪事業者の確保ということで御答弁、御説明をいただきました。除雪事業では基本的には除雪業務の機能が向上すれば、冬季の市内における安全確保や市民の皆さんの利便性が確保され、また事業費の圧縮などにもつながるのかということで、除雪業務の機能を向上させるのは、これからの大変大きな課題になってくると思うのですが、まずICTの導入という部分に向けての調査・研究について伺います。

秋田市では、以前にも議会でも議論になった除雪車両ロケーションシステムということで、除雪車両100台の車両にGPSのシステムを搭載し除雪作業を行っているということなのですが、こちらのシステムは、もちろん小樽市議会の中でも何度もGPSという言葉をお聞きしているのですが、こちらについて、GPSの搭載でどのような課題の解消に向けての効果があるとお考えでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

除雪車両ロケーションシステムはGPS位置情報を活用した技術でございますけれども、除雪機械の作業状況の把握や、その位置情報を基に管理日報等の事務処理の省力化、それからオペレーターが除雪作業を行う際の注意事項、支障物などを地図上に示すなどの技術に役立つものと考えております。これは今後の除雪作業の技術の継承にも役立つということで考えてございます。

○面野委員

以前に小樽市でも、実証実験として、1台の車両にGPSを搭載されたという経過がございます。そのときお聞きした際には、今、主幹が御説明されたとおりの御答弁というか見解をいただいております。当時から今後、調査・研究を行いますということで、費用対効果など、導入した先進自治体の事例などについて調査を行っていくということだったので、現在、費用対効果や先進自治体の把握状況など、当時から進捗した状況があれば現在の調査・研究の状況についてお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

調査・研究の現在の状況でございますけれども、先進自治体について情報収集をしているというのが本市の現状でございます。小樽市周辺でいきますと、札幌市を含む周辺2市で導入もしくは導入を検討しているという情報を把握してございます。そのほか、東北でいきますと、青森県、秋田県、山形県、福島県、岩手県、それから石川県、群馬県の自治体ではもう既に導入しているという事例については把握しているところでございます。

○面野委員

例えば北海道は全域的に積雪量が多い。道南は少ない地域も多いですけれども、ちなみに北海道でこういった除雪に対する補助メニューは用意されていないのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

北海道の補助メニューでございますけれども、今、情報は持ち合わせておりませんので、今後この事業を進める上で有利な財源等を探してみたいと考えてございます。

○面野委員

ちなみに、先ほど導入自治体の事例を何市何県かお答えいただきましたけれども、例えば先進的に導入されている自治体の実際の現場などを見せていただくとか、実際に目で見て体感するというような、そういったような動きは今後考えられるのですか。

○（建設）建設事業室主幹

小樽市のすぐ近く、札幌市も含めて導入事例がありますので、そういうところで実際に視察は可能かと思います。また、そのほか、このGPS技術を使って除雪の作業でこういう技術を開発しているメーカーの方も、プレゼンテーションとして我々にデモンストレーションなどを行ってきていただいていますので、その辺の情報も総合的に勘案していきたいと考えてございます。

○面野委員

ぜひ、いろいろな角度から進めていただきたいと思います。

それから次に、GPSのシステムと多分、相性がかなりいいと思いますけれども、平成28年度に除雪対策本部において、除雪路線現況調査という調査の中で、地図のGIS化を実施したと記憶しております。ただ地図をデータ化するだけではなかなか除雪業務の有効性には具体的に結びつかないのですが、以前お聞きした際には、GIS化されたデータ上に、道路勾配、幅員、道路除雪の種別などの基本情報のほか、市民からの苦情、作業回数、そういった市で把握しているものをどんどんその地図データ上に落とし込んでいって、いろいろな角度に使えるデータとして精度を上げているとお聞きしたのですけれども、実際導入から4年ほどたっていると思うのですが、こちらのGISの活用はどの程度進んでいるのか。

また、現在考えられるそのデータの最終的な有効利用はどのように考えられているのか、お示し願います。

○（建設）建設事業室主幹

GIS（地理情報システム）の活用でございますけれども、先ほど委員からお話いただいた道路幅員、道路勾配、道路名、それから除雪水準などの情報がこのGISの中に含まれておりまして、今、我々が利用している内容としては、それらの道路情報を基に、検索や抽出作業をしているというのが実情でございます。

また、市民の声などの情報については、なかなかGIS上に入力するのが実際の話、後れているというお話にはなろうかと思うのですけれども、そのほか雪押し場等の情報もGIS上には記載しておりまして、入力しているデータベースを視覚化して表示するということで、我々としては非常に役立っているという認識でございます。

将来的には、このGISについては、除雪業務を行うオペレーターなど、除雪ステーションの管理を支援していくものに利用できるのではないかと考えております。また、先ほどの雪押し場についても、これを確保する取組も進めたいと思っていますので、そういうものにも活用してまいりたいということで考えてございます。

また、引き続きその情報、データを蓄積することによって、このGISの活用方法も広がっていくものということで期待しております。

○面野委員

かなり多角的な部分でのデータが積み上げられているものと私も聞いております。

それで、私もこれまでいろいろと行政の中で、ICT化や先進技術の導入などについて質問の中で御提案させていただいたりはしていたのですが、今ほどGIS化されたデータのお話も伺いましたが、導入したからといってシステムの本領がすぐに発揮されるというものもなかなかないので、それを扱う担当者のノウハウ、のみ込みの早い遅いももちろんありますでしょうし、除雪のようなシーズン限定のものであれば年がら年中データが高まっていくというものでないもので、いろいろな調査を進めていただき、できるだけ早く導入していただいて、できることを少しずつ増やしていただきたいと思いますので、特に計画の上でもICTの導入ということがうたわれておりますので、引き続き調査・研究を進めていただきたいと思います。

次に、貸出ダンプ制度の見直しについてお伺いしたいのですが、基本計画が策定されるまで、今後、分科会、懇話会の開催は予定されているのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

懇話会、分科会につきましては、この基本計画が10月に素案のパブリックコメントを行う予定であり、そのパブリックコメントの後に原案を作成する予定でございますけれども、その原案を基に懇話会、分科会を11月中旬に開催する予定でございます。

○面野委員

ちなみに、以前私が質問したときに札幌市のパートナーシップ制度の例を御提示していただいたことがあったのですが、現在、分科会、懇話会では、どのような貸出ダンプ制度の見直しについて御意見が出されているのでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

パートナーシップ制度でございますけれども、基本計画の中では、懇話会、分科会で提示している資料でございますが、貸出ダンプ制度の見直しにつきましては、生活道路の排雪支援ということで提示をさせていただいております。

その排雪支援の方向性として、三つの方向性を提示させていただいております。一つ目は、現行の貸出ダンプ制度の改善と継続でございます。二つ目は、助成金制度への移行でございます。この場合、事業主体が町内会等の団体になりますけれども、市が助成金を負担するというものです。三つ目に、先ほどお話がありましたパートナーシップ制度への移行ということで提示させていただいております。この場合は事業主体が市になりまして、町内会等の団体から負担金を頂くというイメージのものでございます。この方向性について、懇話会、分科会で説明をさせていただきます。

○面野委員

それでは、最後の質問になりますけれども、改めて今三つの方向性が示されている中で、この制度の見直しの内容が一本化されるのか、それとも地域によってその三つの方向性がばらばらに運用されるのかなどもあると思うのですが、実施時期について何かお示しできるものがあればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業室主幹

懇話会、分科会での意見の中には、地域によって実情は様々だという御意見もいただいているところでございます。今後、この三つの方向性について皆様の御意見を伺いながら、将来に向けて、生活道路の排雪支援の在り方について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

この三つの方向性については、どれがということではなくて、その地域によっていろいろと選択が出てくるのか

ということで考えております。

ただ、市の財政的な状況もございますので、その辺を勘案しながら、実施時期については、現行の貸出ダンプ制度を運用しながら、拙速な変更を行うことがないように判断してまいりたいと考えてございます。

○林下委員

◎寿都町の高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致調査の応募問題について

私からは、寿都町のいわゆる核のごみの最終処分場誘致調査の応募問題についてお伺いしたいと思います。

この問題は日々刻々と情勢が変化しておりまして、既に我が会派の一般質問でも取り上げ、市長から答弁をいただいておりますから、重ねて恐縮ではございますけれども、確認の意味も含めてもう一度お話をしたいと思います。

市長は、議会で意見書が全会一致で可決されていること、後志地域の主要産業に与える風評被害から、文献調査には賛意しかねると寿都町長に直接伝えた、現時点ではこれ以上のことを申し上げる考えがないとの答弁をされました。市長は、寿都町長の立場や知事の動向、さらに国の動向を見て、こうした答弁であったというふうに理解しております。この問題は、先ほど申し上げたように日々情勢が変化しておりますので、今後も適時適切に市長から情報の発信や対応をお願いしたいと思います。

市長の答弁を踏まえて私の見解をお話しさせていただき、今後の参考になればと思って発言をさせていただきます。

平成23年3月に発生した福島原発事故は、日本の原発の安全神話を根底から覆す大事故として世界を駆け巡りました。今なお住民が避難を余儀なくされている地域が存在し、風評被害は、農林水産業を中心に現在も地域住民を苦しめております。

この事故後、小樽市から外国人観光客が突然消え、貸切バスの駐車場には1台もバスがいなくなるという光景を私も初めて経験し、私たちもその風評被害の恐ろしさというものを改めて実感をしたところであります。この経験を今後の対応にしっかりと生かしていただきたいとの思いで質問をしたいと思います。

質問は1点ですが、小樽市は観光都市として世界的にも有名になり、これまで年間800万人もの観光客に訪れていただいております。これも、長い間小樽市が地道に粘り強く取り組んできたことの成果であろうと私は考えています。

今、コロナ禍後の状況を見据えて、DMOや文化遺産の活用で再起を図ろうとしているときに、寿都町の核のごみの問題の解決が長引くことにより、小樽観光にとって非常にダメージがあるのではないかと懸念をされています。そうしたことを踏まえて、この点はどう分析されているのか、お伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室津川主幹

今回の文献調査応募による観光をはじめとする産業の影響について、具体的に分析することは難しいのですが、後志地域ひいては北海道の豊かな自然、そしておいしい食材といったイメージに高レベル核廃棄物の最終処分場が結びついてしまうことが懸念されると考えています。

一次産業である農林水産業、それに観光産業は、イメージが重要でありまして、特にコロナ禍後の小樽観光にとってインバウンドの回復に欠かせない要素の一つと考えております。東日本大震災のときにそうであったように、外国人観光客は放射能というワードに敏感な方もいらっしゃることから、現時点で影響はあるだろう、そう考えております。

○林下委員

今質問させていただいたのは、単に観光だけでなく、小樽市を支えている全ての産業に大きな影響を与えるという懸念がありますので、ぜひその点について、まずしっかりと受け止めていただきたいと思います。

一方で、市長はその応募の検討に関し、自治体が厳しい財政状況に置かれていることなどに一定の理解を示し、

これを契機に、自治体が抱える課題の解決について国や道に理解を求めていきたいとお答えをいただいております。確かに一番の課題である財政問題は、このたびの過疎対策事業債の議論にもありますように、私たちも何か有利な財源がないかとこれまでも求めてきました。しかし、国の核のごみの最終処分場誘致調査の応募制度は、2007年に高知県東洋町が応募したときの反対撤回を求めた橋本大二郎元高知県知事のインタビューや鈴木直道北海道知事の記者会見で明らかのように、頬を札束でたたくようなやり方で地域を分断し、文献調査に応募すれば何をしなくても20億円が交付される、財政難の自治体の弱みにつけ込んだ政策であるというコメントがありました。私も仮に適地とされる全国の自治体がこぞって精密調査には応じないという前提で応募すれば、全ての自治体に90億円の交付金が交付されることは絶対にあり得ない制度だと思います。そうした観点で、国の進め方は、このような矛盾点や最終処分場の在り方に多くの問題があり、国においては国民の理解が得られるしっかりとした制度を考えてもらいたいと考えているところでございます。これについては答弁は要りません。

◎地域公共交通について

次に、地域公共交通に関して伺います。

1点目、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言や感染症予防対策の徹底の中で、地域の公共交通は利用者が激減し、減便や日祝運転を余儀なくされ、企業によっては一時帰休や在宅勤務を実施するなど、公共交通を担う事業者の存続が危ぶまれる危機的状況と言われておりますけれども、小樽市の公共交通を担う事業者の経営状況については把握をされているでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

各事業者の経営状況につきましては、まず中央バスからは、収支につきまして定期的な報告を受けてございます。そのほかJR北海道やタクシー業界につきましては、報道発表やまた面談などの機会を通して随時状況把握に努めているところでございます。

○林下委員

それでは、自粛の緩和などによって全国的には公共交通にも若干の回復の兆しが見られるという報道もありますけれども、小樽市の公共交通の利用者の回復というのは現実にはあるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

公共交通の回復状況についてですが、定期的に報告を受けているバスに関してはお答えいたしますと、直近に報告をもらった7月でも市内のバス事業の運送収入は約25%の減少となっております。他の業種につきましても随時把握はしてございませんが、同じ状況、あるいは観光客のウエートが大きいタクシー業界においてはさらに悪い状況が続いているものと考えてございます。

○林下委員

今コロナ禍の影響で、公共交通を担う事業者は、事業を存続するために、かなり厳しい効率化や見直しに着手していると言われております。例えばバスの運行系統の廃止などの提案をされた場合、小樽市として代替交通の確保などをすることについては考えられるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

バスの系統の廃止についてですが、まず市内バス路線の廃止につきましては、今は路線網の維持を目指しておりますので、何としても避けなければならない事態であると考えてございます。その上で、万が一、廃止の要請があった場合には、市民の皆様へ与える影響、これによってケース・バイ・ケースで判断することになりますけれども、廃止によって交通空白地帯が発生するような事態になれば、これにつきましては何らかの手だてを自治体として検討しなければならないと考えてございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時53分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎新生児に対する特別定額給付金の支給について

4月28日以降の新生児に対する特別定額給付金の支給をぜひ検討していただくことをお願い申し上げるものがあります。この件につきまして、市長の出席をお願いしました。出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、日本共産党は特別定額給付金事業についてこれまで取り上げてまいりました。今年の第1回臨時会において、小貫議員が、4月28日以降に生まれた子供についても小樽市独自の支援策として給付するよう、第2回定例会での提案を求めてきました。この質問に市長は、「国からの財源措置が4月27日までに生まれた子供に限定されている中では、市独自の財源で給付を行うことは難しいものと考えております。」と答弁されておりました。

再質問では、残念ながら子供の出生数は1年間に500人を切る規模になっている、全国の例を見ると、埼玉県富士見市は12月31日までに生まれた子供、そして神奈川県厚木市は5月31日までに生まれた子供、岩手県久慈市は来年4月までに生まれた子供としている。こういう例を挙げて、他市の状況も調査して検討していただきたいと申し入れたわけでありまして。これに対する答弁は、今後も新型コロナウイルス感染症の感染対策として様々な事業を考えなくてはいけないと思っている、何よりも優先しなければならないのは経済基盤や生活基盤が脆弱な事業者や市民を最優先にして支援していく、このことが大事だと考えている、今後ほかの自治体の取組なども検討させていただきたいと述べておりました。

また、6月の第2回定例会では我が党の丸山議員の質問の中で、4月28日から5月25日までに出生した新生児数は37名で、特別定額給付金相当額10万円を給付した場合、必要額が370万円となる、このことが明らかになりました。再質問で市長は実施しないという答弁でありましたが、検討はできないかとただしたところでありました。その答弁では、新型コロナウイルス感染症対策はそのまちの性格などにもよると考えられるので、小樽市の場合、対策の一番は、感染拡大の防止と市内経済の両立が柱になっている、そんな中で4月28日以降に生まれた子供には今の時点で難しいと判断していると答弁されています。これらの市長答弁については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と経済再生が求められており、そのことを優先しなければならないということは理解したいと思っています。

さて、8月22日に、小樽市民の母親から私ども日本共産党に直接要請が届けられました。その文章を紹介させていただきます。

私は小樽市在住の1児の母です。子供は今年4月28日に生まれたため、子供の特別定額給付金は支給されませんでした。これは全国同じ条件だからと我慢しておりましたが、札幌市、旭川市など一部の市町村では独自に出産特別祝金として10万円を給付しているとのことで、同じ誕生日の子供が市町村によって待遇に差があり、とても不公平に感じました。私の住む小樽市ではそのような事業は行っていないため、市へ今後そのような事業を行う予定はあるのか問い合わせたところ、基準日以降に生まれた子供への支給は、本市の財政状況も勘案し難しい、今後もそのような事業は考えていないとの回答であったということです。もちろん、市によって財源が厳しく大変なのは承

知していますが、同じ北海道で、もらえる自治体、もらえない自治体の差があることはかなり不公平ですし、政府が臨時交付金を財源として給付が可能と言っているのにもかかわらず、難しい、考えていないという回答は腑に落ちませんでした。そして、政府が自治体の判断に任せているからこそ待遇に差が出てしまうのではないかと思います。特にこの御時世、どこの市町村の家庭も新型コロナウイルス感染症の関係で収入は減り、大変な状況です。また、妊娠中には新型コロナウイルス感染症に感染してしまうと治療薬のアビガンが投与できませんし、肺炎になると重症化するリスクがあるため、人一倍気を使った日常を過ごしてまいりました。出産後の現在も油断のできない生活をしております。将来を担う子供のためにも、4月28日以降に出産した家庭に平等に給付金等を給付していただくことができないのでしょうか。

このようなお手紙をいただいたわけであります。

それで、まずこのお手紙の中で私もなかなか分からないところがありました。それは一つに、妊娠中に新型コロナウイルス感染症に感染してしまうと治療薬のアビガンが投与できませんとありますが、投薬についての説明をぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ、出産後も油断できない生活とありましたが、どのような注意が必要なのか、その辺についてもし分かれば、保健所でお答えいただけますか。

○（保健所）保健総務課長

まず治療薬のことでございますけれども、9月4日に新型コロナウイルス感染症診療の手引き・第3版というものが出されております。その中の薬物療法につきましては、様々な抗ウイルス薬や、その症状に応じた治療薬の開発が現在も進められておりまして、まだ薬剤につきましては国内外で治験や臨床研究などが実施されているところがございますことから、特効薬はないというふうになっております。

また、アビガンにつきましては、妊娠初期は禁忌ということになっております。

また、産婦の感染のことでございますけれども、産後6週から8週は産褥期と申しまして、ホルモンのバランスですとか心肺機能の変化がございます。通常より感染症に対しての抵抗力が低下するというとも言われております。そのために、手指衛生ですとか、マスクをつけていただくとか、あとはやはり3密、密閉・密集・密接というようなところで通常の衛生管理はもちろんですけれども、できるだけ子供も母親も人の中にはもちろん入らないということも含め、あとは一緒に住まわれている家族の方などにつきましても、より一層自分が感染を受けないように、そして子供や母親にうつさないようにというような取組が必要というふう聞いております。

○川畑委員

私は孫が1人しかいませんし、もう大きくなっていますから、そういう状況についてはなかなか把握できないために、保健所の方にお話ししていただきました。

ところで、8日の本会議で立憲・市民連合の面野議員が、申請受付期間が終了した臨時交付金事業の中で執行率が100%を超えていない事業もあり、その中で生まれる不用額の使い道についても質問されておりました。この質問への市長の答弁の中で、国から特に指針は示されていないが、11月以降に予定されている第3次実施計画の申請において、申請済の事業費の増額や新たに事業を追加する際の財源と考えていると答えておられたと思います。

それで、事業の増額や新たな事業の追加に合わせて今後予定される臨時交付金の第5弾の事業の中に、4月28日以降あえて5月25日までとしておきますけれども、その新生児に特別定額給付金を支給することをぜひ検討していただけないだろうか、そのことを改めてお願い申し上げる次第です。市長の御英断をぜひ聞かせていただきたいと思います。あえて市長に出席をしていただくよう要求いたしました。よろしく御回答をお願いします。

○市長

4月28日以降にお生まれになった新生児に対する給付金ということでお尋ねがございましたけれども、子育て支援策として様々な取組は今後も必要だというふうに考えております。そういったことを前提の上で、あくまでも新

型コロナウイルス感染症対策、臨時交付金の活用という観点でお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、以前、本会議でもお答えをさせていただきましたし、川畑委員にも御紹介いただきましたが、私としては新型コロナウイルス感染症対策として、市として、経済基盤あるいは生活基盤が脆弱である中小・小規模事業者、あるいは市民の皆さんなど、新型コロナウイルス感染症によって本当にお困りになっている方々に優先的に支援をしていく、この考え方には変わりはありません。

現状を見ましても、市内のどの経済指標も低水準の中にあって、なおかつ先が見えない中で、私どもといたしましては、この長期化にも備えていかなければなりませんし、今後もこの考え方は継続していきたいというふうに思っております。

御提案でございますけれども、こうした中で、子供が生まれたことをもって、もちろん少子化の小樽にありまして子供を産んでいただいたということに対しては本当に感謝をいたしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として一律に給付金を支給するということは、私としては、本当に困っている方々、本当に困っている事業者の皆様方を優先したいという観点から考えますと、受け入れることはできないというふうに考えております。

○川畑委員

今、市長から受け入れられないという答弁をいただきました。

(「一律では」と呼ぶ者あり)

一律ではね。私は、経済支援についてやめろとは言っていないのです。できれば10万円を支給してもらえれば、一番力づけになるだろうし、小樽に住んでいる市民として喜ばしいことだと思うのです。

それで、ここで幾らとか、どうだとか、そういう結論を出せとは言いません。ぜひ検討してもらいたい、そういうことを改めてお願いしたいのですが、いかがですか。

○市長

今の御答弁の中で、あえて一律に、子供が生まれたことをもって一律に給付はしませんということです。よくお考えいただきたいと思いますが、経済対策としても私どもは、お困りになっている事業者に対して30%減、40%減という一定の線引きをさせていただいているわけであります。この点を踏まえて、一律に給付金を支給するということについては考えていないということでございますから、何らかの条件をつけさせていただくのであれば、担当と支給について検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○川畑委員

一つつけ加えておきたいのですが、離職者支援の給付金というのもありましたよね。これの予算は1,580万円計上して、まだ終わっていないから、どこまでとなると、聞いた中では、9日現在で約550万円というところにあるわけで、この後、4月28日以降に生まれた方の分は5万円という話もあったけれども、それは今のところ該当がない、そういう報告を聞いています。ですから、そういうものを含めても、1人10万円とすれば370万円ですけれども、特別大きな金額というふうに思えないので、その辺もぜひ検討していただきたいと思っているので、そのことを重ねてお願いしておきたいと思います。

市長、もし答弁があればしていただけますか。

○市長

答弁させていただきますけれども、ただ、繰り返しになることはお許しいただきたいというふうに思っております。経済対策との公平性を考えますと、一律に給付金を支給するというのは、本当に先ほども申し上げましたとおり、私どもの考え方としては、本当にお困りになっている事業者、市民の皆様を御支援させていただきたいというふうに考えておりますので、一定の条件の下で制度設計ができるようであれば検討させていただきたいというふうに思っております。

○川畑委員

◎職場復帰のための証明書の発行について

質問を変えます。職場復帰するための証明書の発行について質問したいと思います。

第2回臨時会の私の質問の中で、北海道の宿泊療養施設に入所し、症状が回復して、勤務先から陰性を証明する検査をしてほしいと言われて要請したところ、検査を拒否されたとの相談がありました。陰性を証明できる証明書等の発行を設置主体である北海道に求める考えはありませんかとの質問に、国は職場に陰性証明を提出する必要はないとしているので、陰性証明書の発行を求める考えはないと答弁されました。

一方、退院基準が満たされると制限は解除となり、当該患者から求めがあった場合に、保健所が就業制限解除通知書を発行していますと答えられているわけです。それで私も理解ができなかった面があるので、何らかの証明がなければ宿泊療養施設に入所していた方の職場復帰が困難なわけです。東京都や札幌市では、希望者に宿泊療養施設の退所証明書を発行していると伺ったわけですが、国は職場に陰性証明を提出する必要はないとしている中で、東京都や札幌市が言う退所証明書とは何を指しているのか、もし分かればお答えいただきたいと思うのですが。

○（保健所）山谷主幹

委員のおっしゃられました退所証明書につきまして、札幌市に確認してみましたけれども、宿泊療養退所証明書というのは発行はされておらず、これは宿泊・自宅療養証明書というものでございまして、療養していた期間、あと療養していた宿泊施設などの場所、そういったものが記載されたものを発行しているということでした。

○川畑委員

子どもが捉えていた退所証明書という名称は間違いだということなのですね。それでよろしいですか。

○（保健所）山谷主幹

そのとおりでございます。

○川畑委員

第3回定例会の高野議員への答弁で、宿泊・自宅療養証明書の交付につきましては、「国の通知により医療関係者による健康状態の確認を経て、宿泊・自宅療養終了後に交付するものとなっており、本市においても交付をしております。」と回答がありました。どうもよく分からないのは、就業制限解除通知書、それと宿泊・自宅療養証明書の二つの証明書があるようですが、その違いを説明していただけませんか。

○（保健所）山谷主幹

まず、宿泊・自宅療養証明書は、どの機関に宿泊療養していたかということを証明するものでございます。

また、就業制限通知書というのは、要するにこの感染症が拡大してはいけないので、その蔓延防止のために感染症法第18条に規定されているのですけれども、就業制限をかけさせていただいているものでございます。

また、退院の基準が満たされれば解除となりまして、そのことについては御本人にお知らせするとともに、書面で必要な方には就業制限解除通知書を発行しております。

また、就業制限というのは、言葉としては就業制限ということになっておりますけれども、仕事でありますとか、それからいわゆる行動の制限、感染が拡大しないように、そういった意味合いもありますので、例えばこれまでも成人ではない方に対しても就業制限はかけさせていただいておりますが、つまり、行動を、ほかの方と接しないようにしてくださいという意味合いのものでございます。

○川畑委員

そうしますと、就業制限解除通知書は主に勤務先に出す書類なのですか。

もう一つ、宿泊・自宅療養証明書というのは、保険請求などを請求するときに使われる証明書という解釈でよろしいのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

就業制限解除通知書については、会社から、仕事を再開するに当たって求められる場合があるようでございますし、それから宿泊療養証明書については、生命保険などの給付金請求の際に使われることが多いと聞いております。

○川畑委員

厚生労働省の事務連絡でいろいろ書いているのですが、私も読んだのですけれども、少し難しいと思ったものですから。こんな書き方をしていますよね。

宿泊療養又は自宅療養となった方のために発行する証明書は、生命保険、損害保険の請求のために証明する種類として取り扱うことも可能ですとありました。

そしてまた、「新型コロナウイルス感染症の就業制限の通知・就業制限の解除通知については、対象者の氏名、就業制限の期間が含まれる場合には、宿泊療養又は自宅療養を証明する書類として取り扱うことも可能です。」と書いてあるのですが、すなわち宿泊療養施設の退所証明書に代わって発行できるというものなののでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

療養していた期間ということですから、終わりのところがいわゆる退所した日ということになるとは思いますが、どの期間療養していたかということを確認するものにはなるのかというふうには思います。

○川畑委員

そうしたら、その期間が終わったから退所証明になる、そういう捉え方になるのでいいのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

療養していた期間を示すものですので、そういったふうには捉えることができるかというふうには思います。

○川畑委員

もう一つ、保健所が就業制限解除通知書を発行していることを患者に知らせていると思っていますが、事前に知らせているのかどうか。

そして、発行されているなら今までどれくらいあるのか、分かればお示してください。

○（保健所）山谷主幹

就業制限を通知する際の通知書の中には、就業制限の対象でなくなったことについての確認を求めることができますという表現を通知書の中に入れてございますので、そういった意味でお知らせしております。

また、実際にどのくらい就業制限解除通知書を求める方がいらっしゃったかという御質問ですが、本年の4月以降につきまして確認しましたところ、8名の方に発行しております。

○川畑委員

4月以降8名。全体で8名ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

証明書を保険請求やそれ以外に利用するからといって発行したケースはあるのですか。

○（保健所）山谷主幹

発行については、おおよそ会社に、仕事を再開するに当たって書面で出してほしいという方、求められる理由としてはそれが多いです。

○川畑委員

退所証明書というか、明確なそういう名称で出されていないので、証明を利用するにもいろいろ難しいのだというふうに改めて思ったのです。ですから、その辺をいかに患者に理解してもらうのが大事なかと改めて思いました。

◎木質バイオマス発電所の建設について

それでは質問を変えます。木質バイオマス発電所の建設について質問させていただきます。

実は、塩谷2丁目に木質バイオマス発電所が建設されると、7月に市内の町内会長から連絡を受けました。私も、突然のことだったので、よく分からなかったのですが、場所は、今ある建設事業室の道路を挟んだ斜め向かいなのです。ちょうど国道5号と稲穂沢通線の間にあります。図面等ももらったのですが、その土地は国道側から入ることはできないですね。結局稲穂沢通線のほうから入るしかない。入り口がそうなっている。

それで、環境課長にお願いして、どういう状況なのか、資料もあればということでお話ししたら、資料はあっても、直接会社から送ってもらうのでということで、7月7日に送っていただきました。その資料を見てみると、こういう内容でした。

合同会社小樽バイオマスエナジー、それとこのプロジェクトの計画推進事業者が株式会社ジャパン・メンバーズホールディングス、この会社は東京都中央区にあるそうです。そして、木質バイオマスの供給予定業者、すなわちチップ加工業者ですね、これが株式会社環境ドクターコンサルタンツ、札幌市の会社だそうです。この3者で木質バイオマス発電所を建設するという話が分かりました。

それで、塩谷は前に太陽光発電でも住民の理解をなかなか得られないことがあったのですけれども、そういう点では木質バイオマス発電所建設に関するガイドラインはあるのかどうなのか、その辺をまずお聞きします。

○（生活環境）環境課長

バイオマス発電に関します市のガイドラインがあるかどうかという御質問ですけれども、これについては現在つくってはおりません。

理由を若干述べさせていただきたいのですが、本来、市のガイドラインがなくても、資源エネルギー庁のガイドラインがございまして、この中で、住民と適切なコミュニケーションを図るということになっております。それと昨年、御存じかと思いますが、太陽光発電ガイドラインを策定した経過、住民トラブルが起きたということもありまして、それは事業者とお話ししている中で住民説明会が大変重要だということは再三申し上げて、理解していたような状況でございます。それで、事業者としては住民説明会を開催するというので、了解も得ております。

そのようなことで、資源エネルギー庁のガイドラインがある、それから市のガイドラインに準じた対応をしていただけると事業者の理解を得ておりますので、今のところバイオマスに関するガイドラインをつくる予定はないということでございます。

○川畑委員

私は、この計画書を見せてもらったのですけれども、それでいきますと、工事着工予定日が2022年中と表示されているのです。そして、発電所稼働予定日は翌年の2023年中とありました。そうすると2年以内に建てるということになるのです。住民に対する説明などを早くにしてもらわないと、住民が不安だろうと思うのです。

もう一つ知りたいのは、事業のあらましというふうに表示があるのですが、環境課としては、この事業のあらましについては把握されていますか。

○（生活環境）環境課長

事業者から二、三度、説明を受けております。また、今回の川畑委員がお持ちの資料と同じものを見させていただいていますので、概略になりますけれども、主に発電、1,990キロワットの出力のバイオマス発電を作ること、概略の把握はしております。

○川畑委員

住民がいろいろと心配しているのです。例えば、木材を具体的にどこから持ってくるのか。この説明書によると、半径100キロメートル圏内での国有林・民有林、後志管内、檜山管内北部の未利用林地残材を活用するというふうに書いているのですけれども、どこからチップを持ってくるのか、どこでチップを作るのか、そして運んでくるのはどんなコースで来るのか、そういう心配がまず一つあります。

それともう一つは、燃やすわけですから相当高熱が出るわけです。国道を挟んで向かい側に市営塩谷A団地があります。そして、山側にも住宅地があって工業地帯もあります。そして、稲穂沢通線のところにも住宅街が近隣にあるので、そういう点での心配があるので、早くに住民が理解できるような体制をつくってほしいと思うのです。その辺についてはどうですか。

○（生活環境）環境課長

幾つか御質問があったかと思うのですが、木材チップの木材につきましては、後志管内の国有林、道有林、それから檜山管内今金町の民有林から、未利用林地残材を使用するというようなことは事業者から聞いております。

また、チップの加工につきましては、まだ具体的な場所を探しているところで、これは移動式の機械を、場所があれば設置して作業したいというふうなことを聞いております。

また、御質問にありました近くに近隣住民があり、高熱で燃焼する不安があるということでございましたけれども、当然事業者は法令上の規制はクリアして建設されるものですけれども、当然、近隣の住民が不安になると思っております。

これにつきまして、住民説明会は、当初7月ぐらいに事業者と話したときは、近々やりたい、町内会長には御連絡したいということだったのですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係があるものですから、今、町内会長にも御連絡できていないという状況だということを確認しております。早ければ年内には説明会を開催したいと聞いておりますので、こういった住民の不安、高熱のものを燃焼させるだとか、そういった安全性についても丁寧な説明をしていただけるように求めていきたいというふうに考えております。

また、チップの運搬等につきましては、事業者から1日四、五台トラックで運搬するというようなことは聞いております。これについても当然、日中に運行するというものですけれども、安全性、騒音、粉じん、これについても十分配慮してもらうように申し入れしたいと考えております。

○川畑委員

今説明を受けまして、年内にでも話合いができるということであれば、できるだけ早めに住民が安心できるような体制をつくってもらいたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○須貝委員

◎小樽築港駅前のバス停について

それでは、まず小樽築港駅前のバス停の問題についてお聞きしたいと思います。

この問題は何度もお話しさせていただいていますけれども、これは、桜・望洋台の東小樽地区、さらには新光・朝里地区の方々の札幌への通勤・通学などの利便性を高める意味でも、人口減少対策の一つのファクターとして私は大変重要視しております。

昨年も、第2回定例会の一般質問、予算特別委員会、さらには第4回定例会の予算特別委員会でも取り上げさせていただき、取組が前進していることを確認したものであります。しかし、その後、今年6月の第2回定例会の建設常任委員会でもこの問題が取り上げられ、答弁があったようにですけれども、進行状況において私の認識と違うように感じましたので、改めて質問させていただきたいと思います。

まずは、このバス停の移動に関して、現状と今後の見込みについてお話をいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

小樽築港駅前のバス停について、まず現状の説明でございますが、こちらのバス停につきましては、現在、設置場所を市営若竹住宅3号棟の周辺に絞り込みまして検討を行っておりますが、こちらの場所に設置するに当たりましては、ここにごございます歩道橋の撤去が必要ということになります。さらに、歩道橋を撤去するということになりますと、そこにバス停が設置されますので、今度はここでの乱横断が危惧されます。このため、歩道橋を撤去した後に信号式の横断歩道を設置することが必要となりますので、この設置について現在警察と協議中でございます。

この中で警察から様々な課題が示されておりまして、この課題について、今解決するめどが立っておりませんので、今後のめどについては今示されない状況になっております。

○須貝委員

関係各所の商店街との折衝、それから近隣にお住まいの方々との交渉、さらには警察、北海道開発局と交渉されて、大変な御努力をされているのは重々承知しています。

それで、今見込みが示されないということだったのですけれども、この後のスケジュールとして、それらの警察等とのやり取りも含めて、どのようなスケジュールを今考えられていますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

スケジュールが今、先が見えないというお話をさせてもらったのですけれども、その課題からお話しさせていただきたいのですが、今の警察から示されている課題といたしますが、まず信号機を設置するに当たって、もう一つの信号機が今、小樽駅側にごございまして、これとの距離が近過ぎるということの問題点として指摘されております。新設はそういう意味ではまず難しいので、移転ということも警察で検討していただいたのですけれども、既存の横断歩道は非常に利用者が多いものですから、これを札幌側に移動させることによって、また既存の利用者による乱横断が発生するというので、こちらも課題であるというふうに指摘されています。

また、もう1点はコストの問題です。これについても言及がございまして、そういった意味では今たくさんの課題が示されておりまして、これを一つ一つ解決していかなければ前には進めない状況でございまして、そういった意味では、大変申し訳ないのですけれども、今後のスケジュールについては今先が見えない状況になってございます。

○須貝委員

大変難しい問題、ハードルがまだあるということは確認しました。何度も申し上げますけれども、このバス停の利用者も物すごく多くて、皆、不便を感じているのも、これは事実でございますので、引き続きぜひ関係各所との折衝をお願いいたします。この問題に関心を持っている方も非常に多いので、またその進展についてぜひ御報告いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◎ごみの不法投棄等について

次に、ごみの不法投棄等についてお話をさせていただきたいと思います。

皆様方も市内を車で走ったりすると、道路脇の少し空いたスペースに不法投棄されているのを見かけるケースが多いかと思います。非常に心を痛めるケースでございまして、つい最近も、望洋台の道道なのですが、トンネルの手前のパーキングが不法投棄によってしばらく閉鎖されていたという事件もありまして、大変心配しているところです。

一般質問において公明党の高橋克幸議員が不法投棄について御質問を取り上げておりますので、そこ重複しないようにお聞きしたいというふうに思います。

この一般質問の中でいろいろと御答弁がありましたけれども、私は処理費用について気になったのでお聞きしたいのですが、例えば令和元年度の不法投棄の処理費用約32万円という御説明がありました。私の中では不法投棄の

対策経費は年間 500 万円強、550 万円ぐらにかかっているというふうにインプットされていたのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

委員のお尋ねの部分は、私どもでは不法投棄等対策経費という経費名になっておりまして、そちらについてお答えさせていただきたいと思います。

令和元年度の不法投棄等対策経費の決算額が 542 万 2,987 円となっております。この内訳ですけれども、パトロールを行う嘱託員の人件費が 433 万 6,700 円。それからパトロール用の車両の燃料費、無線機定期点検等の車両経費が 46 万 4,717 円。それから、先ほどお話いただきました不法投棄物の処理費が 32 万 9,980 円。あとその他の消耗品費などが 29 万 1,590 円。このようになってございます。

○須貝委員

私のインプット違いで、全部の費用が合算されているということです。それでは、その約 32 万円についてお聞きしたいのですが、具体的に、これはあえてコストを確認したいということでお聞きするのですが、例えばタイヤが多かった、それから家電が多かった、バッテリーが多かったというようなお話があったのですが、タイヤを処理するには幾らかかるのか、家電を処理するには幾らかかるのか、バッテリーなら幾らなのかというものを、アバウトというか大まかで結構ですでお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今、タイヤという形でお話をいただいたのですが、タイヤも、タイヤのサイズやホイールのありなしでそれぞれお答えの金額が変わってくるものですから、あくまで総額でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、令和元年度における不法投棄物の処理経費、こちらは先ほどおっしゃっていただいたとおり、32 万 9,980 円。この内訳でございますが、まず廃タイヤが 570 本ありまして、総額で 17 万 802 円。それからテレビや冷蔵庫、こういった家電リサイクル対象 4 品目、こちらが 109 台ございまして 14 万 4,210 円。LPG の容器、ガスボンベと言ったほうがお分かりいただきやすいでしょうか、そういったものが 4,320 円。それからこれらの処理に係る振込手数料が 53 件で 1 万 648 円となっております。

○須貝委員

意外とかかるというのが分かりました。

それで、この不法投棄の中に、悪徳業者を疑う事例とか事件性を疑う事例というのは、ここ数年間でありましたでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

不法投棄の中に悪徳業者を疑う事例や事件性などを疑う事例はあるかということだったのですけれども、不法投棄されるものの内容につきましては、業者が行ったと思われるような、1 か所に大量の不法投棄がされるというのは少なく、個人によるものと思われる程度の量の不法投棄が大半です。また、実際不法投棄されているごみの内容からは、事件性を疑うような事例はほとんどないというところが実態です。

ただ、過去の事例といたしまして、平成 28 年 3 月に、衣類または建設資材などが大量に不法投棄された事例がございまして、こちらについてはそのごみの中から法人名が特定できるものがございましたので、警察と連携して対応して検挙に至ったという事例がございまして。あと直近では、本年 4 月に、これは市民からの通報だったのですけれども、不法投棄物があるということで現地を確認いたしましたところ、個人を特定できるものが中に含まれていましたので、これについて警察署に通報したという事案がございまして。

○須貝委員

不幸中の幸いといいますか、小樽ではあまり悪徳業者を想定できる事件性のあるものは少ない、ほぼないということでした。全国的にはこれがかなり問題になっているというのがよく出ているのですが、少しだけ安心しました。

それで、5月30日はごみゼロの日と制定されていまして、5月30日から6月5日の間は全国ごみ不法投棄監視ウィークというふうになっており、各自治体でかなり大がかりな取組を実施されるというふうに言われているようです。本市の今年度の全国ごみ不法投棄監視ウィーク、これに対して何か特別な取組があったのか、そこについてお答えいただけますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

本市において、今おっしゃった当該期間、こちらに特化した形での取組というものは行っておりません。ただ、不法投棄が特に多い銭函の樽川地区において、毎年春と秋に行われております石狩湾新港クリーン作戦へ参加させていただくという形のほかに、4月から10月まで、8月は暑いということもありまして実施はしておりませんが、毎月行っております「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」などの活動、こういったことを行いながら不法投棄やポイ捨て防止の活動を行っております。

なお、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の問題もございまして、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」については市民参加を取りやめまして、私ども市職員が町なかの清掃を行っている、こういった形で実施しております。

○須貝委員

それでは、こういった不法投棄やごみに関する問題の市民の方々への周知方法とか、啓蒙活動、これはどのように考えられているのか、行っているのか、お答えいただけますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

市民への周知、啓発活動についてでございますが、先ほどお話しいたしました各種清掃活動のほか、小樽駅前の看板設置、それからホームページなどを通じて、年を通じて行っているところでございます。

また、例年実施する「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」では、市内のボランティア団体、こちらに参加をいただくようにという形で要請を行っておりますし、4月と10月の2回が、最初と最後になりますが、このときには開会式に市長にも御参加いただいてお話をいただくなど、なるべく皆さんに関心を持ってもらえるようにという形でやっております。

また、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」の際には、職員が、そのロゴの入ったベストを着て、目からもそういったものをアピールできるような、そういった体制を取ってございます。

○須貝委員

この問題を最初に相談をいただいてから、私も解決の方法をいろいろ考えていました。このごみ問題の解決のためには、一人一人の市民の方々が、このかかるコスト、先ほど経費、コストのお話をしましたけれども、これをしっかりと理解して、一人一人のモラルを向上させる、地道ではありますが、その積み重ねしかやはり解決方法はないのかと考えています。

その意味からも、啓発ウィーク、このようなものをしっかりと活用しながら、市民の中にそのムーブメントを巻き起こす、さらにその先には、小樽市ではないですけども、ごみポイ捨て条例、こういったものの制定も展開していかなければならないのかというふうに思っています。隣の札幌市でもこの条例は制定されていますし、罰金を設定するから減るとはなかなか言いにくいところもありますけれども、このようなことも今後ぜひ取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それで、少し切り口を変えますけれども、ごみの自己搬入についてお聞きしたいのですが、私は、ごみの自己搬入と不法投棄には相関関係があるのではないのかと考えてはいるのですが、御見解はいかがでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

自己搬入と不法投棄の相関関係でございますけれども、不法投棄されるものにつきましては、いわゆる雑ごみと言われるものもあるのですが、タイヤ、バッテリー、テレビなど、いわゆる小樽市で回収しないごみも多く含まれ

ておりまして、これらは自己搬入の対象のごみではありませんので、自己搬入と不法投棄の相関関係としては薄いものと考えております。

○須貝委員

相関関係は考えにくいということですね。ちなみに、この自己搬入は、今の小樽市の制度で年間何件ありますか。

○（生活環境）清掃事業所長

年度によってばらつきはあるのですが、大体年間で60件～80件程度で推移しております。

○須貝委員

これも実は私のところにお話があって、私も思っていたのですが、小樽市の自己搬入の基準というのが、他の都市に比べて少し使い勝手が悪いというか、柔軟性に欠けるように思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

自己搬入についてですが、他都市では、処分場に市民の方が直接ごみを搬入できる場所も確かにございます。ただ、小樽市では、北しりべし廃棄物処理広域連合と協定を結んでいて、その協定の関係だったり、あるいは実際にごみを処理する北しりべし広域クリーンセンターの安全管理の理由などによりまして、市民の方が直接処分場にごみを搬入することができなくなっておりますので、現在行っている自己搬入制度以上の対応は難しいものと考えております。

○須貝委員

少しデリケートなというか、ナーバスな問題もはらんでいるのも昨日お聞きしたので、何となくは理解できるのですが、そうすると当面この制度は今のところ変えることはないという理解でよろしいですか。

○（生活環境）清掃事業所長

現時点では今の制度を変える予定はございません。

○須貝委員

最後にもう一つだけ。これに関連して家電の回収ボックスが市内で4か所設置されていると思います。市役所庁舎にも設置されています。私も捨てようかと思ったときに、30センチメートル掛ける30センチメートルという箱ですが、私の中では非常にこの箱の大きさに不満があったのですが、このサイジングについてはいかがでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今、委員がおっしゃいましたとおり、現在の投入口の大きさは30センチメートル四方の正方形、そちらから投入していただくような形になってございます。

この、30センチメートル掛ける30センチメートルというサイズのことでございますが、こちらは平成26年から現状の小型家電の回収ボックスという制度を開始してございますが、その当時から現在もそうですけれども、道内の他都市でも一番多く採用されているのが、30センチメートル掛ける30センチメートルというサイズでございます。

また、実際に回収した小型家電を引き取っていただく業者との契約上で、今の回収ボックスをそちらの業者が設置しているような状況になっているのですが、そういった契約上の状況といたしますか、そういったところもございまして、現行の形になってございます。

○須貝委員

最後に、繰返しになりますが、こういったごみの問題は、市民一人一人の意識を高める、モラルを高めるしか方法はないだろうと。そのためにも今後こういったムーブメントを高める。条例等の制定も含めて考慮して、きれいなまち、観光都市ですので、今かなりボランティアの方も一生懸命、運河周辺もやっていますけれども、これらの問題に今後も取り組んでいきたいと思いますので、どうぞまた方向性を示していただくということで、よろしくお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

◎本市の海水浴場について

項目は幾つかありますが、まず海水浴場に関連して質問します。

今年も海水浴のシーズンが終わったわけですが、今シーズンも、本市では、各海水浴場組合の運営する六つの海水浴場が例年どおり開設をしまいいりました。

一方で、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点ということで、全国各地の海水浴場でも開設しないところもありましたし、道内でも、昨年41か所あった海水浴場のうち6割の海水浴場が開設断念となりました。隣接の石狩市や余市町も開設をしなかったということでありまして、報道等によりますと、海水浴場が開設されない海岸では、通常配備されるライフセーバーなどの安全対策が取られていないことから、利用しないようにと呼びかけていたようですが、それでも多くの方が利用されて、開設されなかった海水浴場の付近の海岸では、海難事故などがあったようであります。

そこで伺いますけれども、本市では今年、海水浴場を開設すると判断したわけですが、開設するに至った経緯をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

海水浴場の開設に至った経緯でございますけれども、開設者である各海水浴場組合が北海道に開設届を提出しまして、北海道の定める海水浴場の管理運営に関する指導要綱に基づき審査が行われる流れになっておりますが、今年も例年どおり市内六つの海水浴場組合が開設届を北海道に提出し、全ての海水浴場で指導要綱に適合することが認められております。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から、神奈川県など全国各地で海水浴場を開設しないとする報道がありました。このため、近隣の市町村の状況も伺いまして、また、海水浴場の開設を所管いたします北海道の環境生活部スポーツ局とも情報交換をしながら対応を検討してまいりました。その結果、本市としましては、各組合と安全面や衛生面で連携し、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしっかりと図った上で海水浴場を開設することが、海岸の秩序を保ち、安全で快適な環境を維持するためには必要ということで判断いたしまして、海水浴場組合や、各関係機関、小樽警察署や小樽海上保安部などで構成します小樽市海水浴場管理運営連絡協議会の御意見もいただきながら、最終的に開設の判断に至ったというものであります。

○中村（吉宏）委員

いろいろありまして、小樽市海水浴場管理運営連絡協議会がしっかり機能されて今回、進められたというふうにも認識しております。

本市の海水浴場は開設に至ったわけですが、近隣の市町村で海水浴場の開設を中止したこともありまして、小樽の海水浴場に多く人が押し寄せるのではないかと、ソーシャルディスタンスが保たれずに感染拡大するのではないかと懸念の声もあったと思いますが、実際に開設してからトラブルはなかったのか伺います。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

当初はそういう懸念もありましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を各海水浴場組合で徹底していただきました。こうした取組のおかげもありまして、それ以外にも大きなトラブルはなかったと承知しております。

○中村（吉宏）委員

密の状態とか、そういうものもなかったのだらうと認識しました。

報道等を見ていると、市外の開設されなかった海水浴場にも多くの利用者が訪れていたようなことがありましたが、開設中止となった海水浴場ですと、監視・救護の体制や衛生面でこういった対策が取られていないと

いうことで、例年と比べて対策が十分ではないことから、海難事故の発生や、ごみの問題が今話題にも上がりましたが、起こっていたようです。

一方で、本市の海水浴場は、例年どおり安全対策、衛生対策を行って大きな事故がなかった、無事にシーズンを終えることができたということですが、結果として今年も多くの方に安全・安心な海水浴場を楽しんでいたのではないかと。特に新型コロナウイルス感染症の影響でいろいろなお祭りやイベントが、市民の楽しみが奪われたこの夏でありましたけれども、そういった意味では海水浴場を開設したことは妥当であり、市民にとってもよかったのかというふうに思います。

質問を変えますけれども、その海水浴場の関連ですが、私も海水浴場を見にいきました。塩谷の海水浴場でしたが、暑い日で多くの方がすごく楽しんでおられた。地元の方に話を伺いますと、後志自動車道も開通して、小樽塩谷インターチェンジからすぐということで、塩谷地区の交通アクセスもよくなりまして、札幌からも多くの方が塩谷にいらっしゃったという状況であったということでもあります。

海水浴場の関係者の方から海岸に設置しているトイレについて要望が上がりましたので、関連して伺いたいのですけれども、塩谷海岸での公衆トイレの現在の設置状況についてお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

塩谷海岸には合計7基の仮設トイレを設置しております。内訳としましては、5月から11月までの間で2基、さらに海水浴場の開設期間に利用者向けに5基の仮設トイレを設置しております。

○中村（吉宏）委員

その設置されたトイレですけれども、これは水洗式ではないのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

くみ取り式の非水洗の和式トイレとなっております。

○中村（吉宏）委員

仮設の非水洗和式ということですが、いわゆるぼっとんトイレと呼ばれるもので、私のイメージですと、最近、仮設トイレでも、おたる潮まつりの会場などに見られるように、薬剤液で流す簡易水洗の方式を取るところが多いのかと。ぼっとんトイレですと便槽も丸見えで衛生的にもよろしくない。そして、新型コロナウイルスの排泄物からの感染などということもずっと言われている中で、さらに今の時代にそぐわないのではないかと。観光地に求められる快適で使いやすいおもてなしトイレとは程遠いのかと思うのですが、こうしたトイレは市内のほかの海水浴場にも設置されているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

本市には、塩谷海水浴場を含めて六つの海水浴場がありますが、市が賃貸借契約により設置している非水洗の仮設トイレは全体で26基となっております。

○中村（吉宏）委員

26基ということですが、このトイレに関しての政府の見解として、訪日外国人の旅行者の受入れ環境整備として観光地のトイレの整備を進めるということで、本市においても公衆トイレの順次洋式化など機能向上を進めているわけですが、こうした中で、本市の夏の重要な観光資源であります海水浴場のトイレが非水洗・和式というのは、今のスタンダードの状況から大きく外れているのではないかと。海水浴客などから水洗トイレを設置してほしいなどという要望を私は聞いているのですが、市には来ていないのかお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

海水浴客や海水浴場関係者からは、水洗トイレを設置してほしいという要望はいただいております。

○中村（吉宏）委員

そうだと思うのですが、そうしますと水洗トイレへの更新をやってほしいと思うのですが、その更新は検

討されていないのか。

また、もし検討されないのであれば何か理由があるのか、お示してください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

現在設置しております非水洗の和式トイレは、衛生的にも、使い心地にも、今の時代にはそぐわないものになっているという認識は持っております。しかしながら、これら全てを簡易水洗にするとしますと、賃貸借料が高く、さらに定期的な薬剤液の補充、便器の洗浄などが必要になりまして経費がかかりますことから、なかなか簡易水洗への更新が進んでいないという状況でございます。

また、現在の仮設トイレは賃貸借ですけれども、この非水洗のモデルは今もう製造されていないということで、今後手配できなくなるという話も業者から伺っておりますので、今後の対応については検討する必要があるという認識は持っております。

○中村（吉宏）委員

更新を含めて今後検討ということなので、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほどの答弁では、塩谷海岸に海水浴のシーズンと別に5月～11月まで仮設トイレを2基設置しているということでしたけれども、調べてみたところ、塩谷海岸は過去に常設のトイレがあったと認識しております。これは塩谷漁港の関連道路整備の事業の支障物件で解体されてしまったということなのですが、その後、仮設トイレを設置した経緯があるというような状況を聞いています。このあたりの経緯をもう少し説明してほしいのですが、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

5月～11月に設置しております2基の仮設トイレ設置の経過についてですけれども、過去に塩谷海岸には常設の公衆トイレが設置されておりましたが、委員がおっしゃるとおり、塩谷漁港関連道路整備事業の支障物件として、平成12年度に解体撤去されております。解体する際には、地元町内会とも協議した上で、海水浴シーズン以外のトイレ設置は必要ないとの判断に至っております。

その後、撤去した後、当該トイレ跡地周辺にて多数のふん便が見られ、公衆衛生上問題があるとして、周辺住民より多くの苦情が寄せられる状況となりましたことから、市では、14年度に中古の簡易トイレを購入し、設置しております。その後、購入した中古トイレが老朽化したために、24年度から現在の賃貸借契約により設置しているという経過でございます。

○中村（吉宏）委員

海水浴シーズン以外でも公衆トイレのニーズがあるから設置しているということだと思うのですが、蘭島や東小樽、それから銭函も、同じように塩谷にも常設の水洗公衆トイレの再設置という形で検討をする必要があるのかと思うのですが、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

本市の財政状況と現在の公衆トイレの使用状況に鑑みますと、新たに常設の公衆トイレを設置することは難しいものと考えており、仮設トイレ設置での対応が適当であるというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

財政上、財源の問題だと思います。今は厳しいと。分かりました。

塩谷海岸の全部の仮設トイレを水洗トイレに更新するというのは難しいのかもしれませんが、せめて幾つか、この2基だけでも簡易水洗の仮設トイレに更新していくというようなことは可能でしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

財政状況もでございます。関係部局とも協議の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

ぜひ検討を進めていただけるとありがたいです。時代にそぐわないという認識もお持ちで、一遍に全部の整備ができない。設置台数などを見直しながら、優先的な設置場所を定めるなどして、簡易水洗のモデル更新を行っていただければと思います。

ましてや塩谷地域は、海水浴もそうですけれども、非常に、SUPなどのマリンスポーツにとっても熱いスポットになってきています。多くの方がいらっしゃると思うので、ぜひ検討をお願いします。

◎DMOについて

続きまして、DMOに関連して質問します。

これは一般質問に関連してなのですが、一般質問の答弁の中で、令和3年までにDMOの設立をという答弁があったのですが、この設立をめぐる再質問等でもうまく情報が取れなかったのですが、この設立というのは、いわゆる候補DMOとなるということを目指しているという認識なのか、それとも令和3年には日本版DMOとして認定されることなのか、もう一度はつきり御答弁いただけますか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

令和3年に目指すDMOの設立ということでございますけれども、まず、観光庁のガイドラインにおける登録のフローという部分でございまして、まず候補DMOに登録した後、登録DMOとしての要件を満たした場合には登録DMOへ移行するという流れでございますので、令和3年に設立するというものについては候補DMOということでございます。

○中村（吉宏）委員

候補DMOとなると、その後に認定という話になっていくと思うのですが、登録DMO、候補になってから約1年かかるのかということなのですが、最短で令和4年に認定を目指しているというふうに認識しているのか、違うのか、その辺をお示してください。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

候補DMOから登録DMOへの移行の時期というところの御質問だというふうに思いますが、まず、候補DMOの登録が終わった後、少なくとも年に1回は候補DMOとしての事業報告を観光庁に出すというところがございます。

そういった中で、観光庁が示している登録DMOの五つの要件を満たしているという状況でございましたら、最短3年とかではなくて、最短では1年ぐらいで登録DMOへの移行へ向けた手続を開始できるかというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

ということは、令和3年から4年にかけてその五つの要件を満たす準備をして、それから認定を目指していくという発想なのですか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

まず候補DMOにおきましては、登録DMOの要件を現時点では満たしていませんけれども、今後、満たせる見込みがあるということで、候補DMOとしての認定を受けられるということでございますので、委員がおっしゃったとおり、その部分が満たすというところでございますら、スピーディーに登録DMOへの移行に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

（「だから令和4年から」と呼ぶ者あり）

現時点で、観光庁から今年度の最終の候補DMOの申請期限が示されておきませんので、はっきりとしたことは申し上げられないのですが、恐らく来年の1月～3月の間にそういった時期が来るだろうというふうに思っております。そうなりますと1年後ですので、令和4年のいずれかというところが最短になるかと思っております。

○中村（吉宏）委員

分かりました。最短を目指すとかなんとか、この先の話なので、目指して、そこで登録DMOになりますといっても難しいところはあると思いますけれども、その時期の確認をさせていただきました。

それから、登録DMOになるに当たり候補DMOから5要件を満たしてというお話ですけれども、その五つの要件について説明していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

五つの要件でございますけれども、まず1点目としまして、DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者と合意形成をする仕組みが構築されていること。2点目といたしまして、各種データ等の継続的な収集・分析、データ等に基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルが確立されていること。3点目としまして、関係者が実施する観光関連事業者と戦略の整合性に関する調整、仕組みづくりとプロモーションが実施されていること。4点目として、観光地域づくり法人組織として法人格を取得していること、意思決定の仕組みが構築されていること、データ収集・分析等の専門人材を確保していること。最後5点目として、安定的な運営資金を確保していること。以上5点でございます。

○中村（吉宏）委員

今挙げてくれたこの五つの要件を満たしていくかどうかというところなのですが、小樽市としては最短のDMOを、もちろんDMOの組織となる機関があると思いますが、そこと一緒に目指していくという認識でいいのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

DMOの受皿としましては小樽観光協会というふうに答弁させていただいておりますけれども、当然ながら、観光協会と一緒にDMOの設立を考えておりますので、平成29年4月に同じ庁舎に移転してきたという経過がございます。当然ながら現状もそういった動きの中で進めておりますので、一緒にやって対応していきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

小樽市として観光協会と共に進めていくということなのですが、実は第1回観光地域づくり法人形成連絡会議というのが先日、行われたようであります。どういう内容なのかというのも今回、一般質問でもさせていただきましたが、その会議の名簿等も拝見している中で、小樽市が事務局の中に入っていない。当然に事務局として観光協会と小樽市とが一緒になって連動してということを私は考えていたのですが、オブザーバーという位置づけになっているのですよね。この辺について説明いただけますか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

確かにオブザーバーというふうになってございます。今回、観光協会がDMOの受皿というふうに考えておりまして、観光振興室は組織が違うというところから、事務局としての名称は入っていないくて、オブザーバーというふうになってはいるのですが、実際のところ、この形成・確立計画の作成に向けましては二つの部会を設置するというところでございます。

一つは、受入環境など着地整備、そういったものを検討する地域部会というところと、マーケティングを分析するといったところのマーケティング部会というのを設置しますが、この二つの部会には観光振興室の職員が当然ながら入って、一緒になってDMOの形成・確立計画の策定を進めていくというところでございます。この策定ができました後には、関係省庁にも相談をしながら一緒に進めていくというところでございますので、オブザーバーというような名称ではございますけれども、実質的には事務局のような位置づけでやっていくというところでございます。

○中村（吉宏）委員

事務局という位置づけというか、形式的には事務局ではないけれども連動していくのだということで確認しました。

ただ、何か少し違和感があって、平成28年度の予算で、観光振興室と観光協会が同じ建物になって、これはDMOを意識してという話だと思います。そうすると、一旦立ち上がってからどうするのかというすみ分けの話はあると思いますけれども、一旦立ち上げまでは事務局として形式的にも含めて連携するということが望ましいのではないかなと思うのですが、その辺の見解が私と違います。いかがでしょう。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

見解の違いというのはあるのかもしれませんが、組織がどうしても違うものですから、事務局というふうには入ってはいないのですが、観光協会には観光協会の組織がありまして、観光振興室は別な組織だということもございますので入ってはおけません。繰り返しになりますが、当然、DMOの設立を目指すというところで同じ庁舎になって移転をしまして、観光協会と観光振興室は日常的な業務を連携してやっているところでございます。

確かにオブザーバーという名称だから何か積極的な関わりがないかのように受け取られるのかというふうに思うのですけれども、そこは見解の違いでございまして、私どもとしましては、この形成・確立計画の素案策定から最終的な確定に至るまで、まずは一緒になって連携をし、当然、DMOが設立をされた以降においてもDMOと小樽市が連携をするというところでございますので、オブザーバーであっても一緒にやっていくのだというところは御理解いただければというふうに思います。

○中村（吉宏）委員

分かりました。形式は別にしろ一緒にやっていくのだという力強い答弁をもらいましたので、本当にぜひよろしくをお願いします。

◎観光税について

続いて、観光税について伺います。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で4月から有識者会議が中断していると思うのです。今回、我が党の代表質問でも、宿泊税の導入についてどうするのだという質問に対し、議論を白紙に戻す考えはありませんという答弁をいただいたところなのですけれども、まず4月の段階でこの中断をどういうふうに決めたのかというところをお示しください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

中断に至る経緯ですけれども、当初2月に宿泊施設に対するアンケートを行いまして、制度設計と、使途の分析や予算、こういうものの議論を行った上で、4月以降、宿泊施設に対する説明会を開催していく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、有識者会議ができなかったということでもあります。ここで集まることができず、議論が中断したという経緯でございます。

○中村（吉宏）委員

中断することを例えば座長と相談して決めたとか、そういう手続があったと思うのです。委員会にも諮らなければならない、有識者会議にも諮らなければならないということもあると思うのですが、その間、会議のメンバーと再開に向けてどういうふうに打合せをしたのかをまず伺いたいというのが1点。

それから、今なかなかいつ導入するかという議論はできないと思うのです。宿泊事業者が今回の新型コロナウイルスで物すごく打撃を受けています。ここのフォローもしていかなければならない中で、いつこれを導入するという話にはならないと思うのですけれども、いつか導入できる時期に向けて準備できるものは準備しなければならぬ。例えば使途の問題や予算額。そういったものをしっかりとこの後、有識者会議の中で議論をしていかなければならないということもあると思うので、そういう課題を、ぜひ再開をさせて継続したお話し合いをしていただきたい

と思いますけれども、再開に向けてどういうお話をしていくのか、再開に向けてどういうふうに会議を起こしていくのか。

また、今できる議論をしていただけないのか、お示しいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

議論再開に向けての打合せといいますか、お話ですけれども、議論再開のタイミングにつきましては、まずは有識者の皆さん、特に宿泊施設の団体の皆さんのお考えを伺いながら、座長や副座長と議論、協議いたしまして、協議の再開の時期を見極めてまいりたいと思っております。

○委員長

あと、準備は必要ではないかという質問もあると思うのですが。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

議論再開への準備につきましてですが、本年2月に、有識者会議の委員の皆さんにはアンケートの調査結果を送らせていただいております。

また、本市におきましても、アンケートの結果を踏まえた制度設計についての議論を庁内でも行っておりまして、その後、有識者会議に諮る予定だったのですが、コロナ禍の影響で有識者会議ができていないという状況でございます。

（「質問の趣旨と少し違うのですけれども、答弁が」と呼ぶ者あり）

○委員長

中村吉宏委員は、有識者会議が今、始まっていない、コロナ禍でスタートしていないということだけれども、その中でも準備を何かしら、幾らにするのかも含めて準備する必要があるのではないかとこのところをお聞きしていると思うので、それについて答弁いただきたいということだと思います。

○中村（吉宏）委員

少し今の質問を整理させてください。

一つは議論の再開時期の問題です。もう一つは、有識者会議の中で先ほど言ったように、導入の時期というのは宿泊事業者の関係で今はお話しできませんけれども、そのほかの導入に当たっての使途とか、ほかの議論はできるのではないのでしょうか。こういうものを進めていっていただきたいと思うのですけれども、見解はいかがですかということです。

○（産業港湾）観光振興室長

再開に向けた時期の検討については、今主幹から答弁させていただいたとおりです。有識者会議の中で、今、委員がおっしゃっているように、導入の時期というのは現在全然見通せない状況ですから、我々としても、本来であれば4月、5月の時点で有識者会議を開いて、いわゆる使途の問題だとか、制度設計の中身を議論していただこうと思っていたところ、できなくて今、延びているという状況ですから、我々としても、導入時期は別としても、制度設計の中身や使途の問題についてはまだ中途半端になっていますから、どこかで議論したいと思っていますので、それについては先ほど言ったとおり、宿泊施設の皆さんなどの意見を聞きながら、また、座長などと相談しながら、有識者会議の再開に向けて時期を見極めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。